那智勝浦町

第６期障害者計画及び第７期障害福祉計画
第３期障害児福祉計画

令和６年３月

那智勝浦町

はじめに

那智勝浦町では、平成 30 年度に「那智勝浦町第５期障害者計画」を策定し、令和３年度には「第６期障害福祉計画」、「第２期障害児福祉計画」を策定しました。その計画に基づき、障害のある方が地域で自立した生活を安心して続けられるよう、地域生活支援や就労支援の充実、また、障害児の健やかな育成のための発達支援等、様々な障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

このたび、現行計画の計画期間が令和５年度をもって終了することから、これまでに実施してきた事業の評価と見直しを行い、障害福祉施策を引き続き推進していくため、新たに「那智勝浦町第６期障害者計画」、「第７期障害福祉計画」、「第３期障害児福祉計画」を一体的に策定する運びとなりました。

国においては、令和６年４月に「障害者総合支援法」が改正されることとなっており、障害の特性に応じて、可能な範囲で設備や対応を行う合理的配慮の提供が公的機関のみならず民間事業者にも義務付けられるなど、障害のある方やその家族を社会全体で支援していくことが求められています。

本計画は「心に寄りそい　支え合い　共に歩むまち　那智勝浦」を基本理念として掲げ、本町民と共に、障害者一人ひとりの心に寄りそいながら、住みよいまちづくりを進めるとともに、障害の特性や一人ひとりの状態に合った支援の充実が図れるよう積極的に計画を推進していくものです。

今後とも、障害のある方が地域で自立した生活を安心して続けられるよう、本計画に基づき、関係機関と連携しながら障害福祉施策の推進に取り組んでまいりますので、皆様方のより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりましてご尽力いただきました那智勝浦町障害福祉計画等策定委員会の皆様をはじめ、障害福祉に関するアンケート調査等、貴重なご意見やご提言をいただきました障害福祉の関係者、障害のある方やそのご家族の方々、町民の皆様方に厚くお礼申し上げます。

令和６年３月



那智勝浦町長　堀　順一郎

目次

第１章 計画の策定にあたって 1
第１節 計画策定の趣旨 1
第２節 障害福祉を取り巻く国の動向 2
第３節 本計画の位置付け 4
第４節 計画の策定体制 7

第２章 本町を取り巻く状況 8
第１節 各種統計データからみる状況 8
第２節 アンケート調査結果 13
第３節 障害福祉サービスの提供状況 33
第４節 障害児支援事業の提供状況 36
第５節 地域生活支援事業の提供状況 37
第６節 本町の障害福祉を取り巻く現状 39

第３章 基本理念・目標と施策の展開 44
第１節 計画の基本理念 44
第２節 計画の基本目標 45

第４章 施策の展開 46
第１節 計画の体系図 46
第２節 施策の展開 47

第５章 第７期障害福祉計画 57
第１節 成果目標及び活動指標 57
第２節 障害福祉サービス等の見込み量 65

第６章 第３期障害児福祉計画 78
第１節 成果目標及び活動指標 78
第２節 障害児福祉サービス等の見込量 80

第７章 計画の推進体制 83
第１節 住民、団体、圏域との連携による計画の推進 83
第２節 進捗管理・評価 84

第８章 資料編 85
第１節 用語集 85
第２節 事業所等一覧（新宮・東牟婁圏域） 90
第３節 那智勝浦町障害福祉計画等策定委員会 設置要綱 97
第４節 那智勝浦町障害福祉計画等策定委員会 委員名簿 99
第５節 計画の策定経過 100

第１章 計画の策定にあたって

第１節 計画策定の趣旨

国においては、平成 18 年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向けて、平成 23 年８月の「障害者基本法」改正、平成 24 年 10 月の「障害者虐待防止法」施行、平成 25 年６月の「障害者雇用促進法」の一部改正等、様々な国内の法整備が進められ、平成 26 年１月に同条約を批准しました。

その後も、平成 28 年４月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行や、同年５月「成年後見制度利用促進法」の施行、平成 30 年４月には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正されるなど、障害のある方が自ら望む地域生活を送ることができるために、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者だけでなく家族に対する支援を充実させるなど、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められてきました。

近年では、令和３年６月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が成立し、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明記されました。また、令和６年４月には「障害者総合支援法」が改正されることとなっており、障害の特性に応じて、可能な範囲で設備や対応を行う合理的配慮の提供が、公的機関のみならず民間事業者にも義務付けられます。

このように、障害福祉に関する状況が大きく変化している中で、那智勝浦町（以下、「本町」という。）では、平成 14 年に「第１期障害者計画」を策定して以降、障害のある方が地域の中で尊重され、障害の有無に関わらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる共生社会を目指し、各種障害福祉施策に取り組んできました。

このたび、平成 30 年に策定した「第５期障害者計画」、令和３年に策定した「第６期障害福祉計画」「第２期障害児福祉計画」が、ともに令和５年度をもって計画期間を終了することから、近年における国の制度改正の趣旨や障害のある方やその家族の実情、計画の進捗状況を勘案して、新たなニーズに対応していくために、「那智勝浦町第６期障害者計画及び第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

第２節 障害福祉を取り巻く国の動向

（１）日本における障害福祉の動向

平成 30 年の障害者基本計画（第４次）の策定以降「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」等の新たな法律が制定されています。

近年は、障害のある人の社会参加や雇用の促進に関する法律等が制定・改定されており、様々な分野における差別の解消、共生社会実現に向けた環境整備が進んでいます。

■主な国の動向（障害者自立支援法移行の主な国の動き）

年	主な制度･法律	主な内容
H30	**障害者基本計画(第4次)策定**	
	【改正】障害者雇用促進法	･障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わる
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	･障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ･サービスの質の確保･向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	･障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ･計画策定が努力義務化(地方公共団体)
H31	障害者文化芸術推進計画策定	･障害者による文化芸術活動の幅広い促進 ･障害者による作品等の創造に対する支援の強化 ･地域における障害者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
R1	【改正】障害者雇用促進法	･障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) ･特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	･視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする
R2	【改正】障害者雇用促進法	･事業主に対する給付制度、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)の開始
R3	【改正】障害者差別解消法	･合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)
	医療的ケア児支援法の施行	･子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
R4	障害者情報アクセシビリティ･コミュニケーション施策推進法の施行	･障害のある人が障害の種類や程度にあったコミュニケーション手段を選択できるようにすることを規定
R5	**障害者基本計画(第5次)策定**	
R6	障害者総合支援法の改正･施行	グループホームの支援内容の強化、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、多様な就労ニーズに対応するため「就労選択支援」を新規創設　等

（2）障害者基本計画（第５次）について

障害者基本計画（第５次）は、障害者基本法第 11 条第１項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられています。

■障害者基本計画（第５次）の概要

〈社会情勢の変化〉
〇2020 年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
〇新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
〇持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（ＳＤＧｓの視点）

〈基本理念〉
全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるもの。

〈基本原則〉
地域社会における
共生等・差別の
禁止・国際的協調

〈各分野に共通する横断的視点〉
1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

〈各分野における障害者施策の基本的な方向〉

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

第３節 本計画の位置付け

（１）法的根拠

「第６期障害者計画」は、障害者基本法第 11 条第３項に規定する「市町村障害者計画」として、本町における障害者福祉に関する全般的な方針や目標を定める計画です。

「第７期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」として、「第３期障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障害児福祉計画」として、本町における障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備、サービスの見込量を設定し、提供体制の確保策と整備の方向性を定める計画です。

【障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号)】　第 11 条第３項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号)】　第 88 条第 1 項

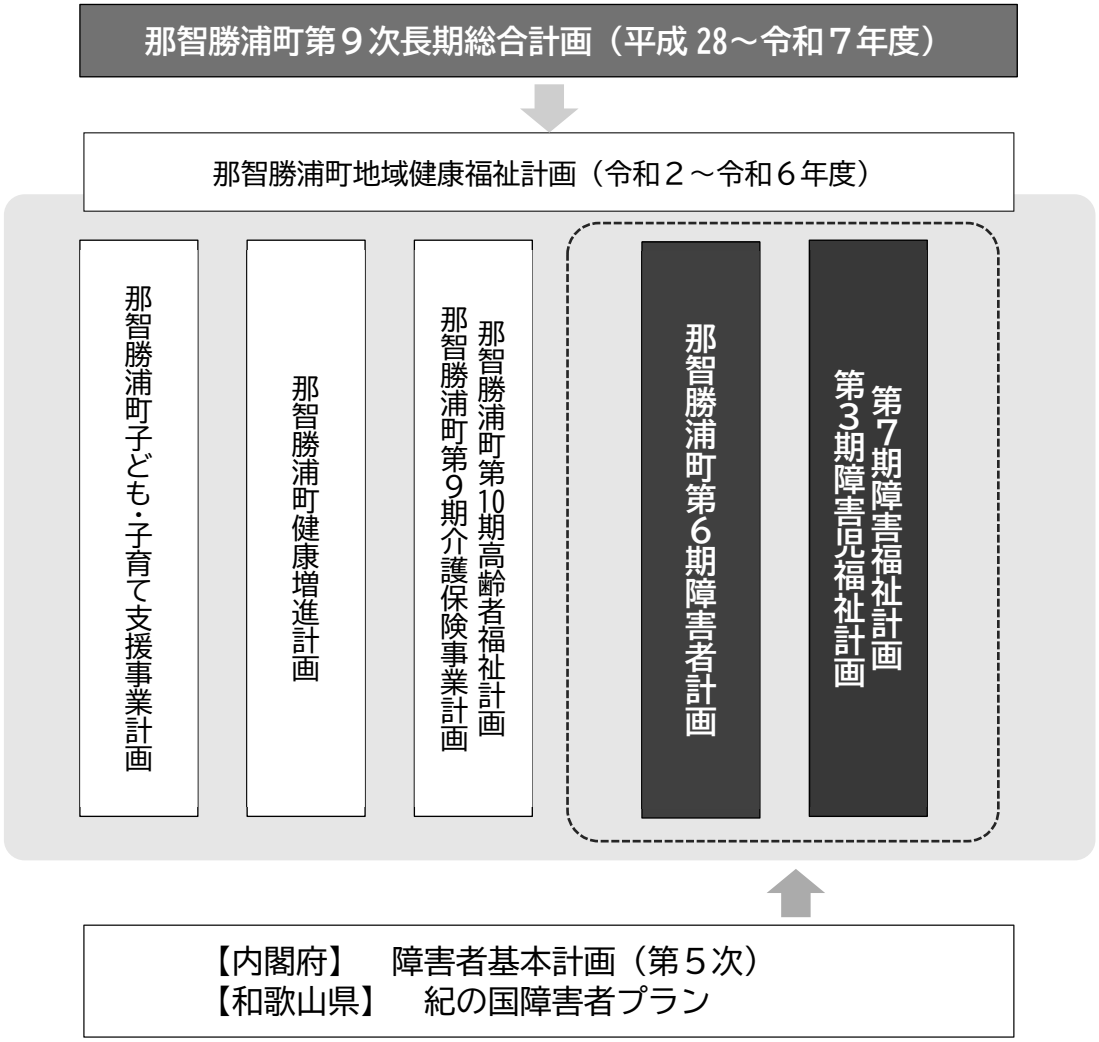
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

【児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号)】　第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

（２）他計画との関連性

本計画は、「那智勝浦町第９次長期総合計画」を上位計画とし、「那智勝浦町子ども・子育て支援事業計画」「那智勝浦町地域健康福祉計画」「那智勝浦町第 10 期高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画」等の関連計画における、障害者等の福祉に関する事項と整合が図られたものとします。



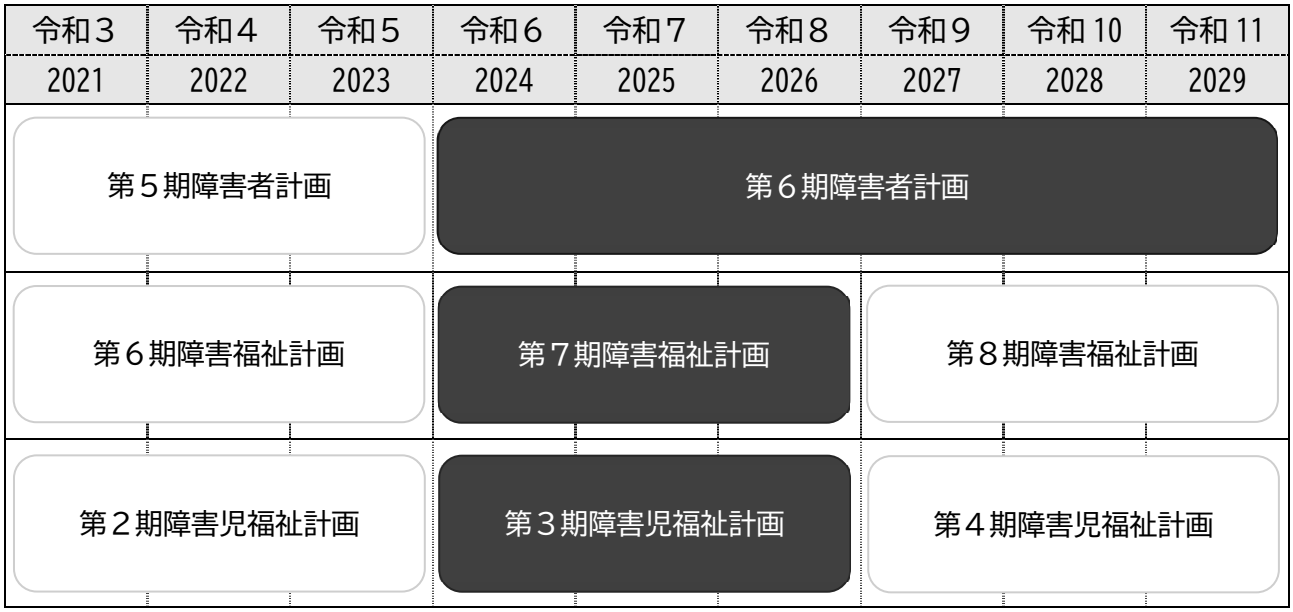
（３）計画の期間

「第６期障害者計画」の計画期間は令和６年度から令和 11 年度までの６年間を計画期間とし、「第７期障害福祉計画」「第３期障害児福祉計画」の計画期間は、ともに令和６年度から令和８年度までの３年間とします。

各計画ともに、社会情勢に大きな変化があった場合は、計画期間中であっても適宜見直しを行います。

■計画の期間

（年度）



第４節 計画の策定体制

（１）アンケート調査の実施

本計画の策定にあたって、住民のみなさまに生活や福祉サービスの利用状況及びご意見をお伺いし、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、町内在住の障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

■ 実施概要

調 査 対 象	本町在住の方から無作為抽出
調 査 期 間	令和５年８月 30 日（水）～令和５年９月 15 日（金）
調 査 方 法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式

■ 回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
500 件	264 件	52.8%

（２）策定委員会の実施

障害者団体や関係機関等で構成される「那智勝浦町第６期障害者計画等策定委員会」において審議を行うことで、幅広い意見を集約し、本計画へ反映いたしました。

（３）パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、町民の方々より広くご意見をいただくため、下記の通りにパブリックコメントを実施いたしました。

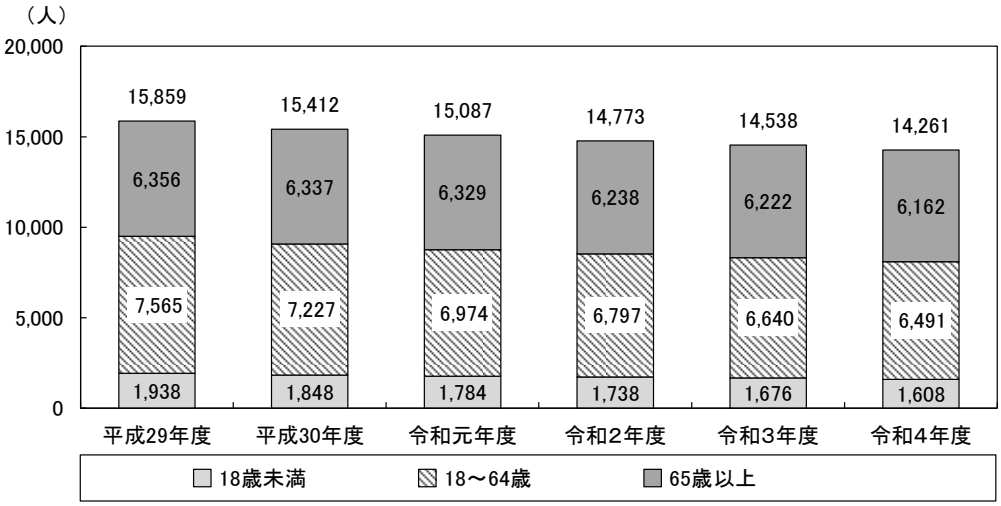
期　　間	令和６年２月 13 日（火）～令和６年２月 22 日（木）
意見提出数	０件（０人）

第２章 本町を取り巻く状況

第１節 各種統計データからみる状況

（１）人口の推移

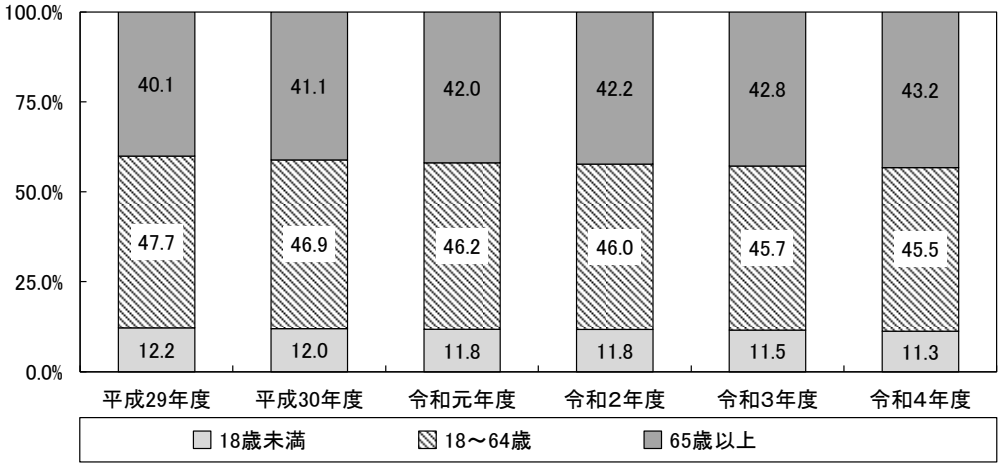
本町の人口は、平成 29 年度では 15,859 人となっていましたが、直近の６カ年では減少傾向にあり、令和４年度には 14,261 人と、1,598 人減少しています。



資料：住民基本台帳

（２）人口構成比の推移

年齢３区分別の人口構成比について、直近の６カ年では、「18 歳未満」、「18～64 歳」は減少傾向にあり、令和４年度にはそれぞれ 11.3%、45.5%となっています。一方で、「65 歳以上」は増加傾向にあり、令和４年度で 43.2%となっています。

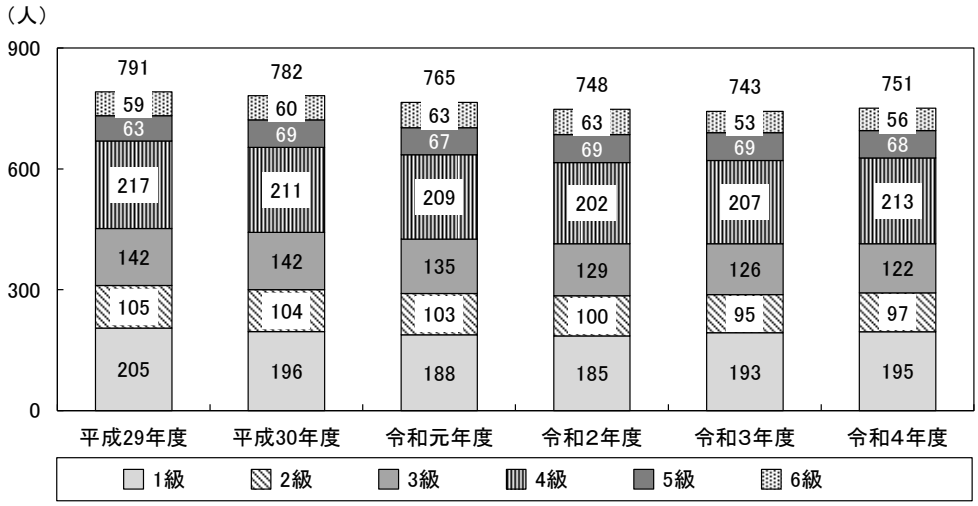


資料：住民基本台帳

（３）障害者手帳の交付状況

①身体障害者手帳の所持者の推移（等級別）

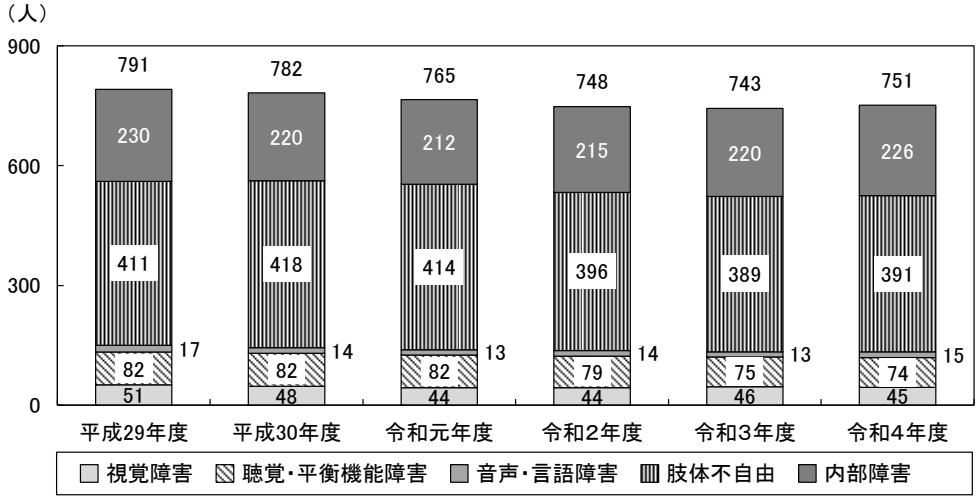
等級別身体障害者手帳の所持者について、令和３年度までは減少傾向にありましたが、令和４年度には増加し、751 人となっています。また、各年「４級」が最も多く、令和４年度には 213 人となっています。



資料：那智勝浦町 福祉課（各年度４月１日時点）

②身体障害者手帳の所持者の推移（障害種別）

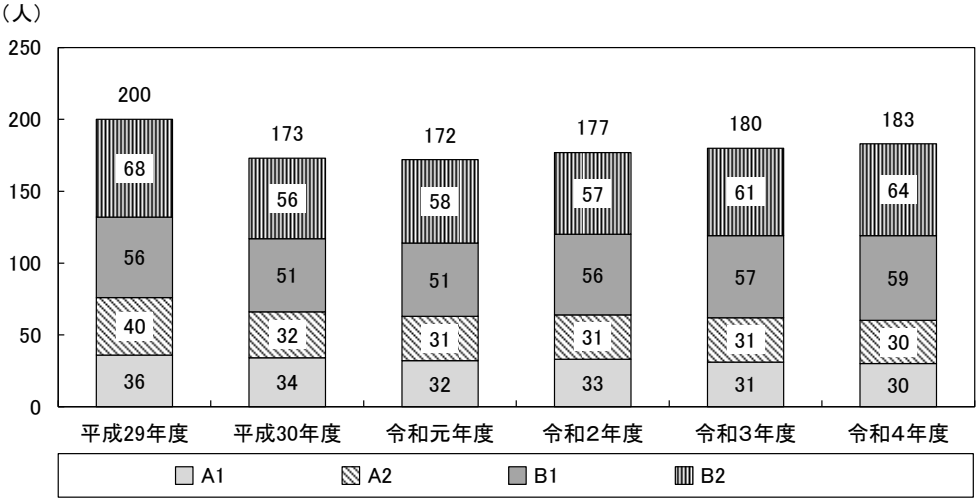
障害種別身体障害者手帳の所持者について、各年「肢体不自由」が最も多く、令和４年度は 391 人となっています。次いで、各年「内部障害」が多くなっており、令和４年度には 226 人となっています。



資料：那智勝浦町 福祉課（各年度４月１日時点）

③療育手帳の所持者の推移（等級別）

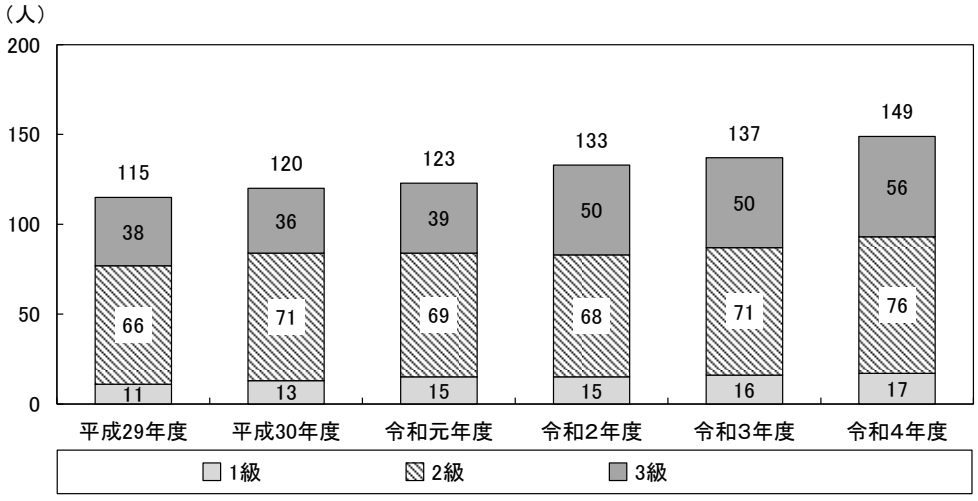
等級別療育手帳の所持者について、令和元年度から増加傾向にあり、令和４年度には 183 人となっています。また、各年「Ｂ２」が最も多くなっており、令和４年度には 64 人となっています。



資料：那智勝浦町 福祉課（各年度４月１日時点）

④精神障害者保健福祉手帳の所持者の推移（等級別）

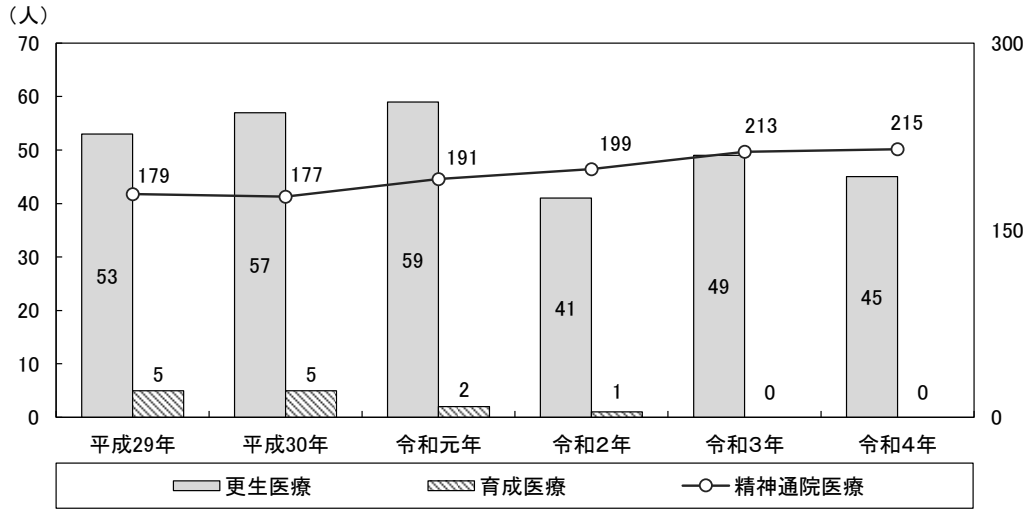
等級別精神障害者保健福祉手帳の所持者について、平成 29 年度から増加傾向にあり、令和４年度には 149 人となっています。また、各年「２級」が最も多くなっており、令和４年度には 76 人となっています。



資料：那智勝浦町 福祉課（各年度４月１日時点）

⑤自立支援医療受給者の推移

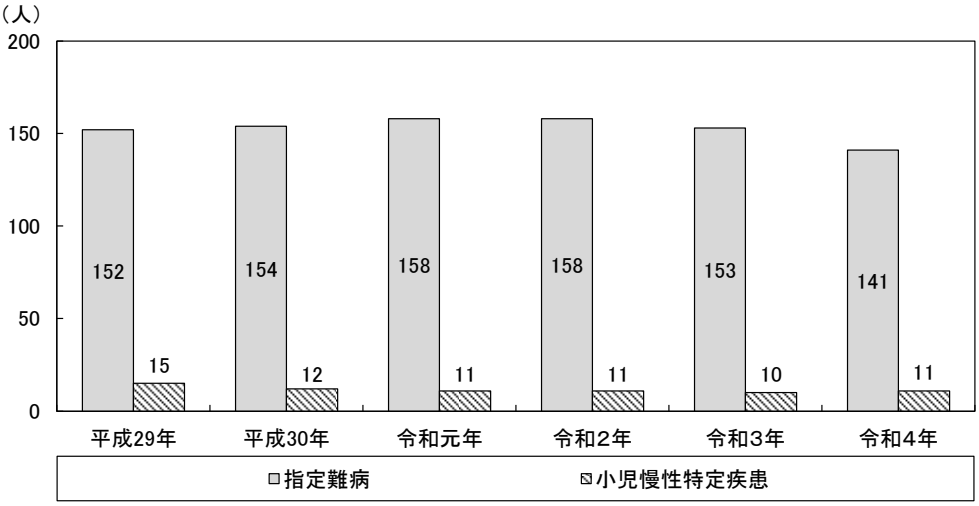
自立支援医療受給者は令和元年までは増加傾向にありましたが、令和２年には数値が減少しています。令和４年度には、それぞれ、「更生医療」では 45 人、「育成医療」では０人、「精神通院医療」では 215 人となっています。



資料：那智勝浦町 福祉課（各年４月１日時点）

⑥難病患者数の推移

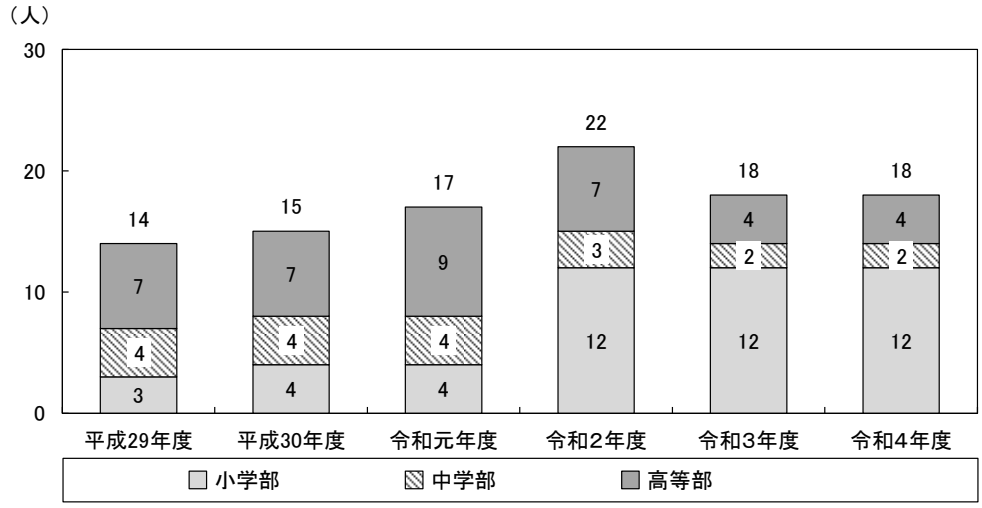
難病患者数について、「指定難病」では令和３年以降減少傾向にあり、令和４年には 141 人となっています。「小児慢性特定疾患」では平成 30 年以降横ばいで推移しており、令和４年には 11 人となっています。



資料：那智勝浦町 福祉課（各年度４月１日時点）

⑦特別支援学校等の推移

特別支援学校の在籍者数は、令和２年度にかけて増加していますが、その後は減少し、令和４年度には 18 人となっています。令和４年度の数値の内訳について、それぞれ「小学部」では 12 人、「中学部」では２人、「高等部」では４人となっています。

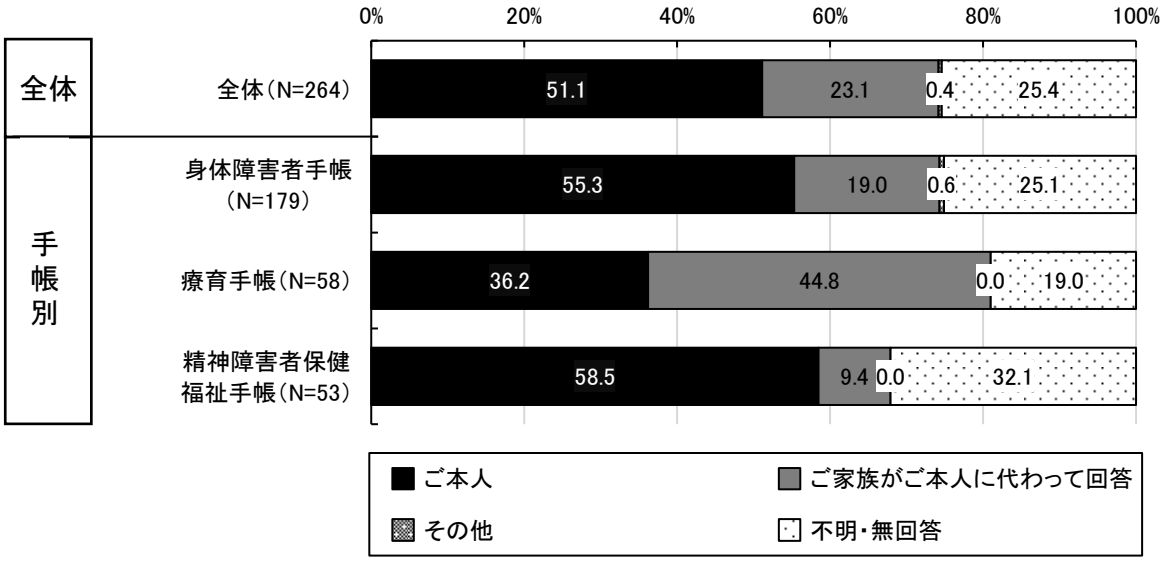


資料：那智勝浦町 福祉課（各年度４月１日時点）

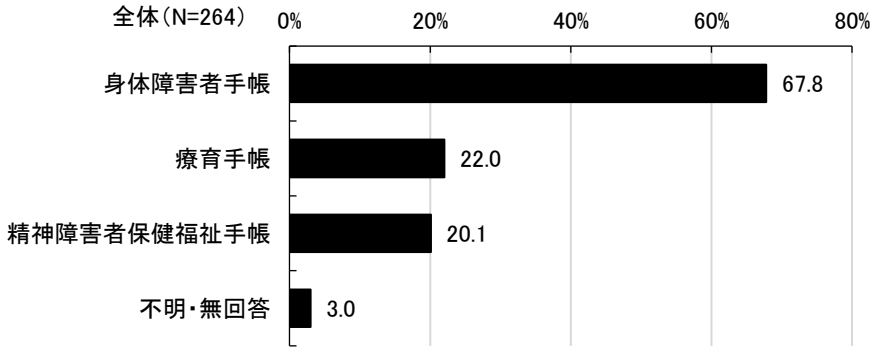
第２節 アンケート調査結果

（１）回答者属性

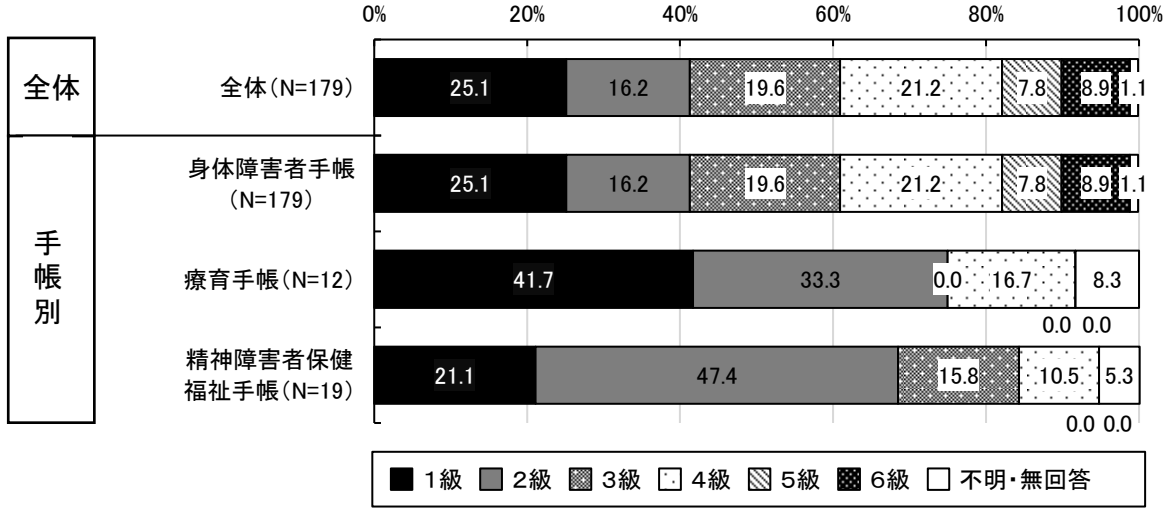
■アンケートの回答者



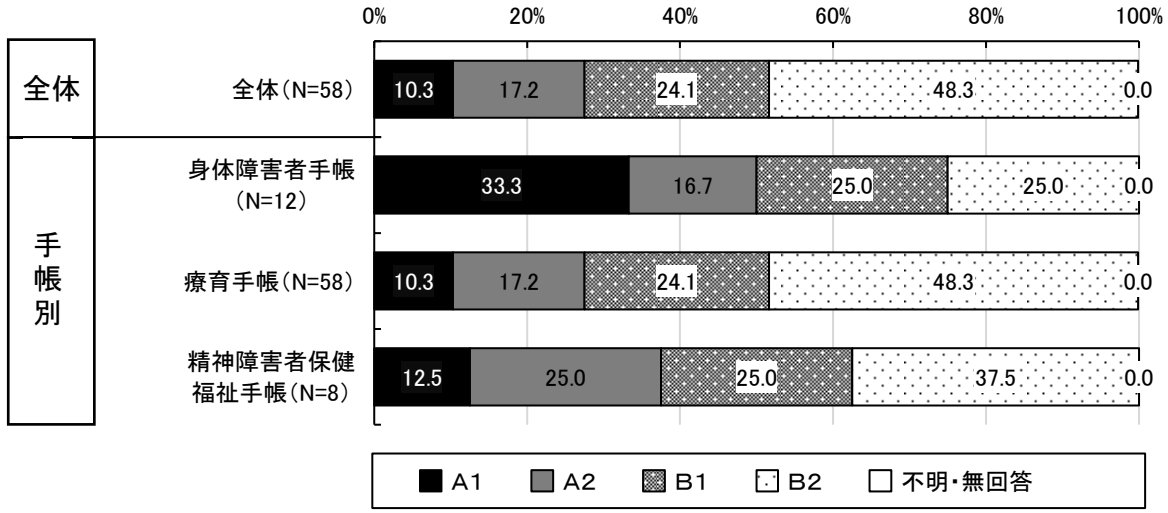
■所持手帳について



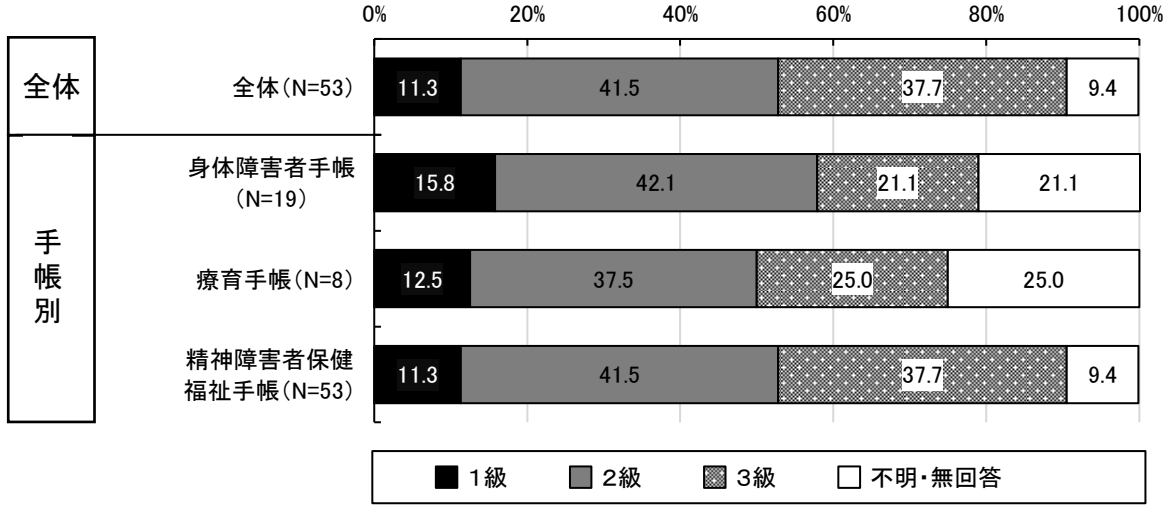
■身体障害者手帳所持者の等級について



■療育手帳所持者の等級について



■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級について

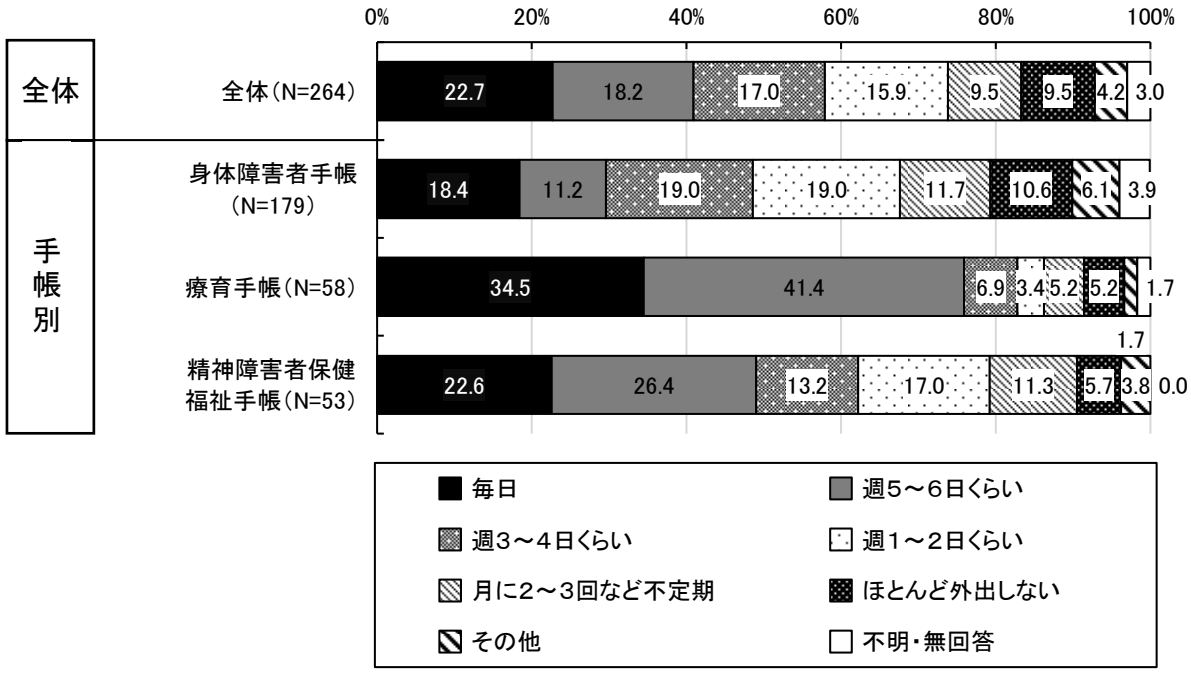


（2）調査結果

■「あなた」はどれくらいの頻度で外出しますか。（通勤、通学、通院等の外出を含む）（１つに○印）

外出の頻度についてみると、全体では「毎日」が 22.7%と最も高く、次いで「週５～６日くらい」が 18.2%、「週３～４日くらい」が 17.0%となっています。

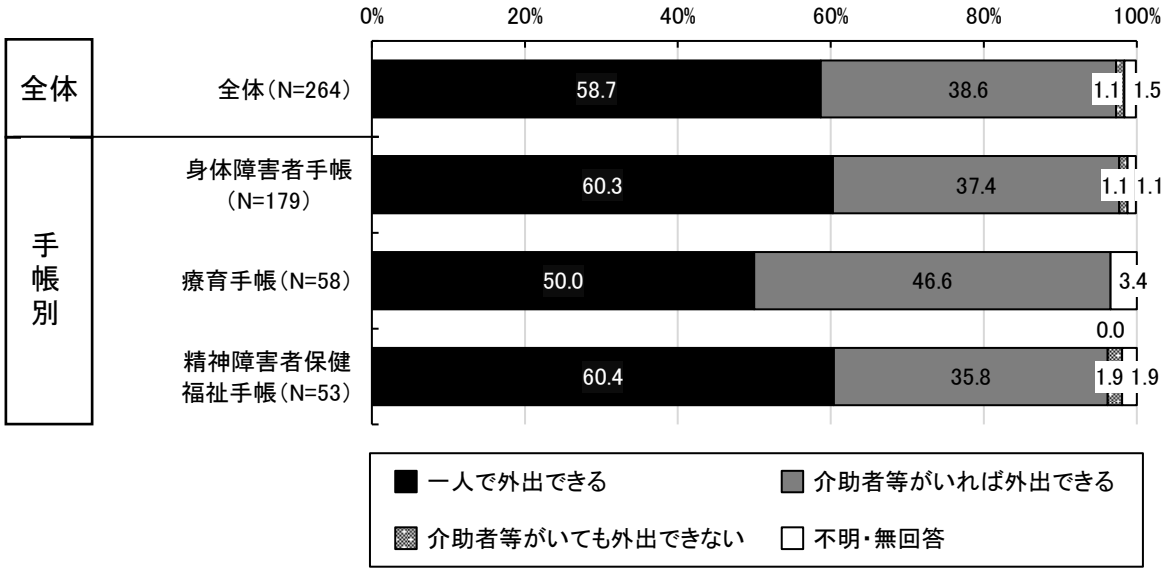
所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「週３～４日くらい」「週１～２日くらい」がそれぞれ 19.0%となっています。[療育手帳]では「週５～６日くらい」が 41.4%となっています。[精神障害者保健福祉手帳]では「週５～６日くらい」が 26.4%となっています。



■「あなた」は一人で外出することができますか。（１つに○印）

ひとりで外出できるかについてみると、全体では「一人で外出できる」が 58.7%と最も高く、次いで「介助者等がいれば外出できる」が 38.6%、「介助者等がいても外出できない」が 1.1%となっています。

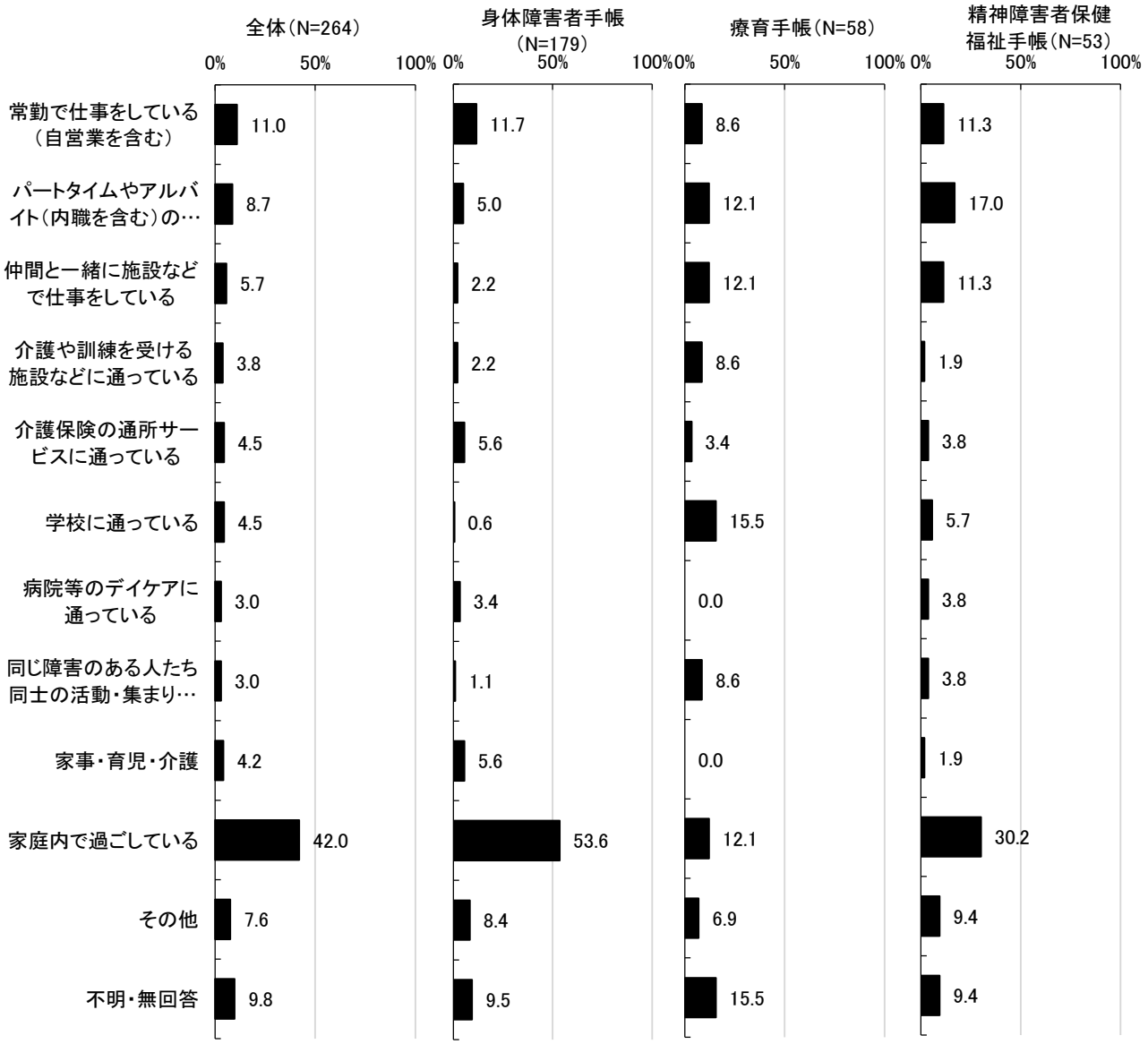
所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「一人で外出できる」が 60.3%となっています。[療育手帳]では「一人で外出できる」が 50.0%となっています。[精神障害者保健福祉手帳]では「一人で外出できる」が 60.4%となっています。



■「あなた」は、日中の生活をどのように過ごされていますか。(あてはまるものすべてに○印)

日中の生活についてみると、全体では「家庭内で過ごしている」が 42.0%と最も高く、次いで「常勤で仕事をしている（自営業を含む)」が 11.0%、「パートタイムやアルバイト（内職を含む）の仕事をしている」が 8.7%となっています。

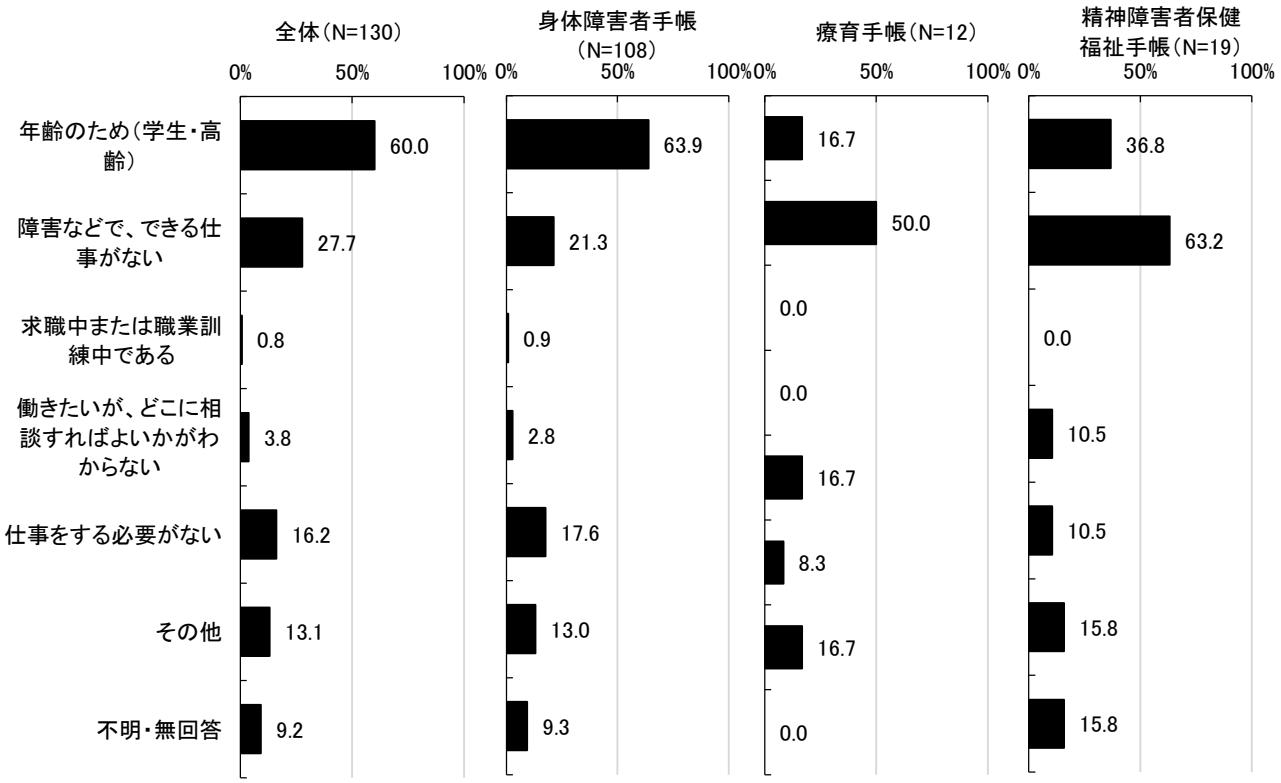
所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「家庭内で過ごしている」が 53.6%となっています。[療育手帳]では「学校に通っている」が 15.5%となっています。[精神障害者保健福祉手帳]では「家庭内で過ごしている」が 30.2%となっています。



■「あなた」が仕事をしていないのはどのような理由によりますか。(あてはまるものすべてに○印)

仕事をしていない理由についてみると、全体では「年齢のため（学生・高齢)」が60.0%と最も高く、次いで「障害などで、できる仕事がない」が27.7%、「仕事をする必要がない」が16.2%となっています。

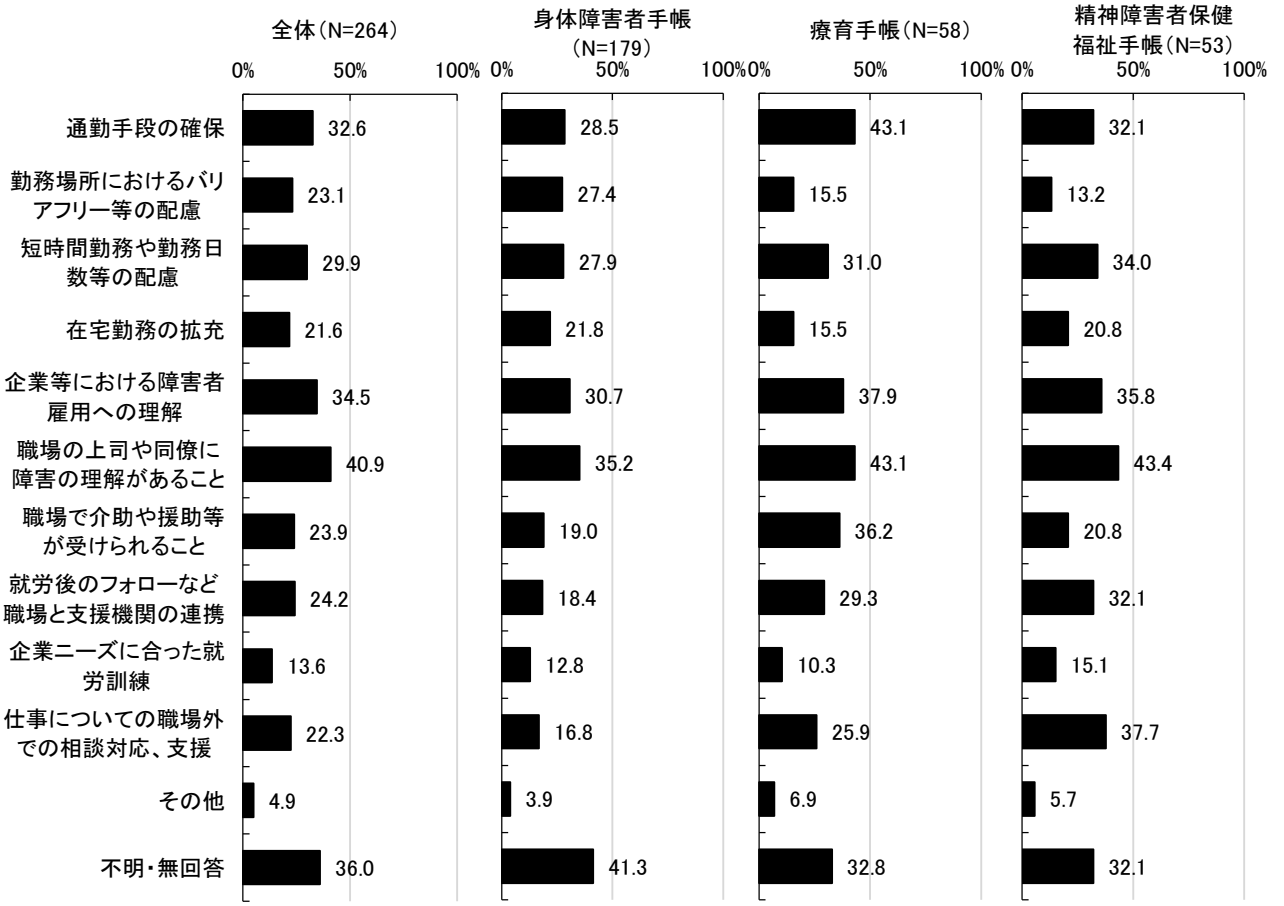
所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「年齢のため（学生・高齢)」が63.9%となっています。[療育手帳]では「障害などで、できる仕事がない」が50.0%となっています。[精神障害者保健福祉手帳]では「障害などで、できる仕事がない」が63.2%となっています。



■「あなた」は、障害のある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○印)

障害のある人への就労支援として必要だと思うことについてみると、全体では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が40.9%と最も高く、次いで「企業等における障害者雇用への理解」が34.5%、「通勤手段の確保」が32.6%となっています。

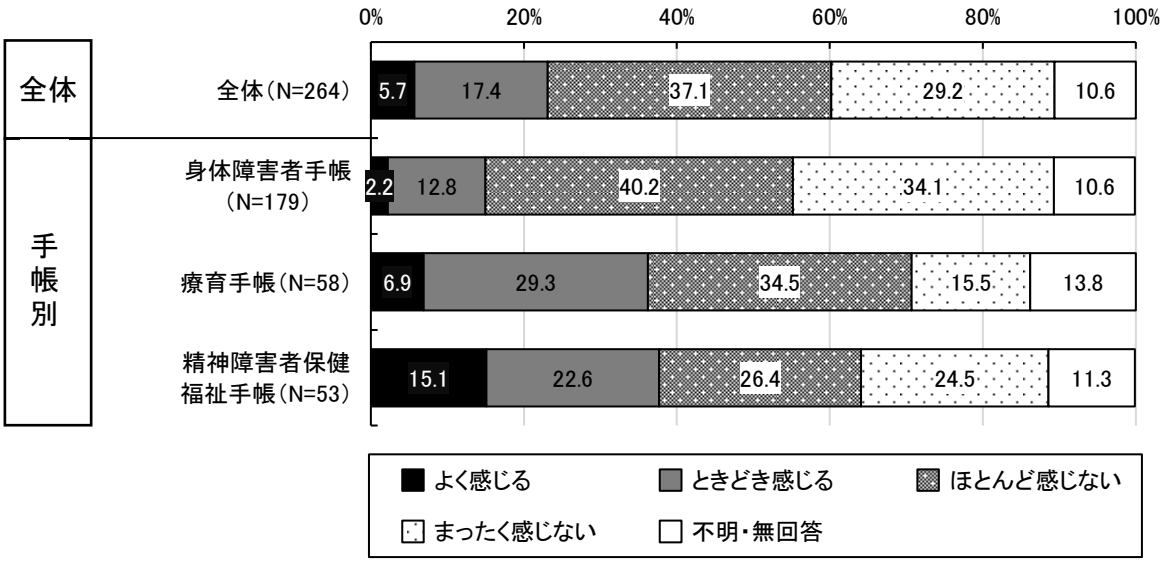
所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が35.2%となっています。[療育手帳]では「通勤手段の確保」「職場の上司や同僚に障害の理解があること」がそれぞれ43.1%となっています。[精神障害者保健福祉手帳]では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が43.4%となっています。



■「あなた」は日常生活において、障害があるために差別や偏見を感じることがありますか。（１つに○印）

障害のために差別や偏見を感じた経験についてみると、全体では「ほとんど感じない」が 37.1%と最も高く、次いで「まったく感じない」が 29.2%、「ときどき感じる」が 17.4%となっています。

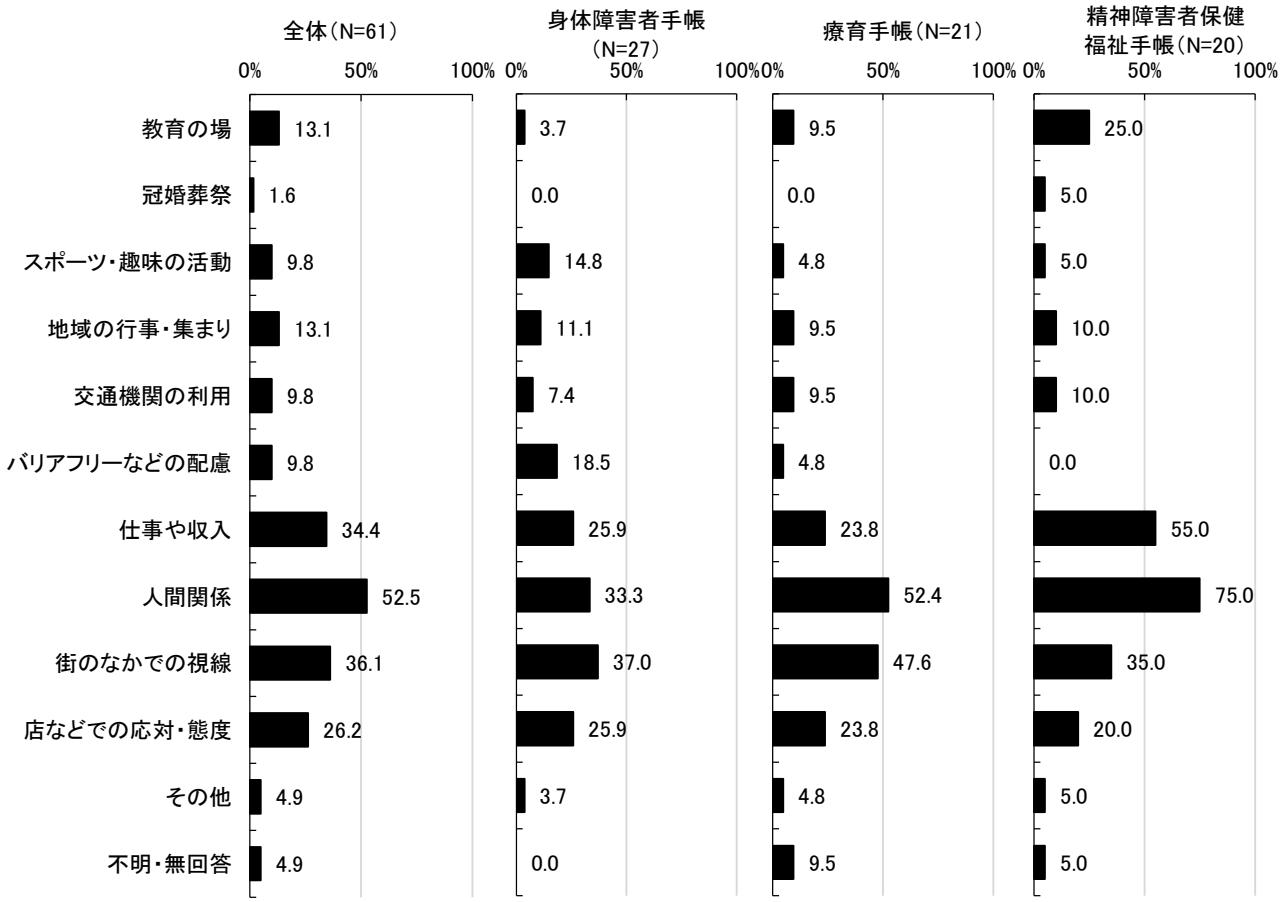
所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「ほとんど感じない」が 40.2%となっています。[療育手帳]では「ほとんど感じない」が 34.5%となっています。[精神障害者保健福祉手帳]では「ほとんど感じない」が 26.4%となっています。



■どのようなときにそれを感じましたか。(あてはまるものすべてに○印)

差別や偏見を感じた場面についてみると、全体では「人間関係」が 52.5%と最も高く、次いで「街のなかでの視線」が 36.1%、「仕事や収入」が 34.4%となっています。

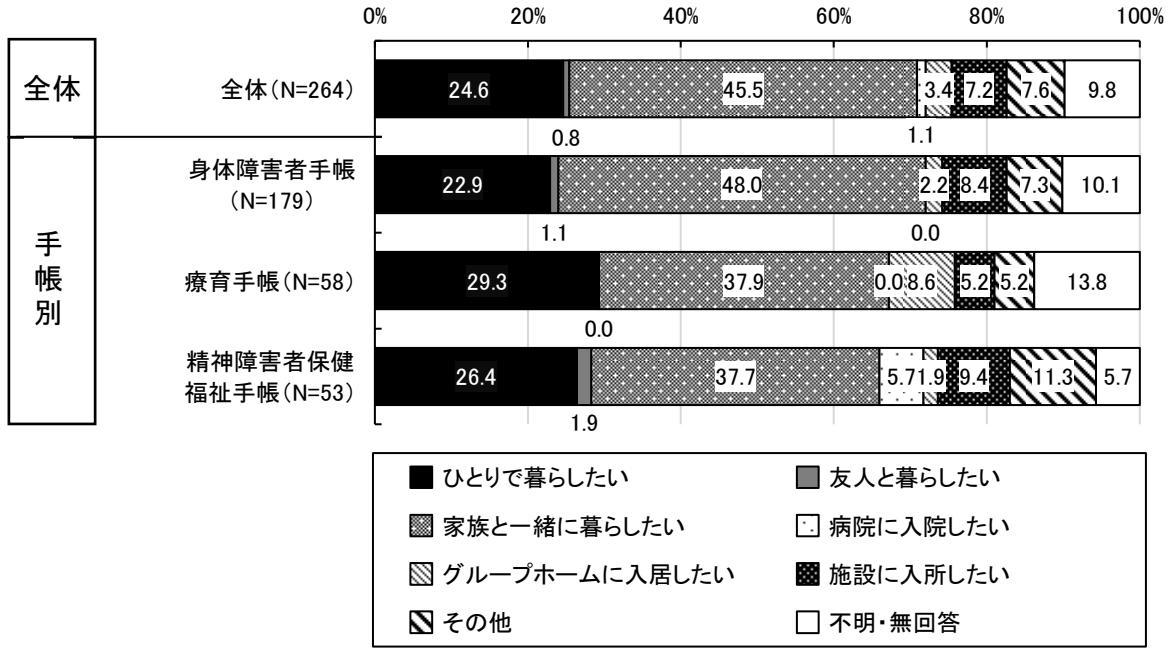
所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「街のなかでの視線」が 37.0%となっています。[療育手帳]では「人間関係」が 52.4%となっています。[精神障害者保健福祉手帳]では「人間関係」が 75.0%となっています。



■今後（将来）、どのように暮らしたいですか。（１つに○印）

今後暮らしたい場所についてみると、全体では「家族と一緒に暮らしたい」が45.5%と最も高く、次いで「ひとりで暮らしたい」が24.6%、「その他」が7.6%となっています。

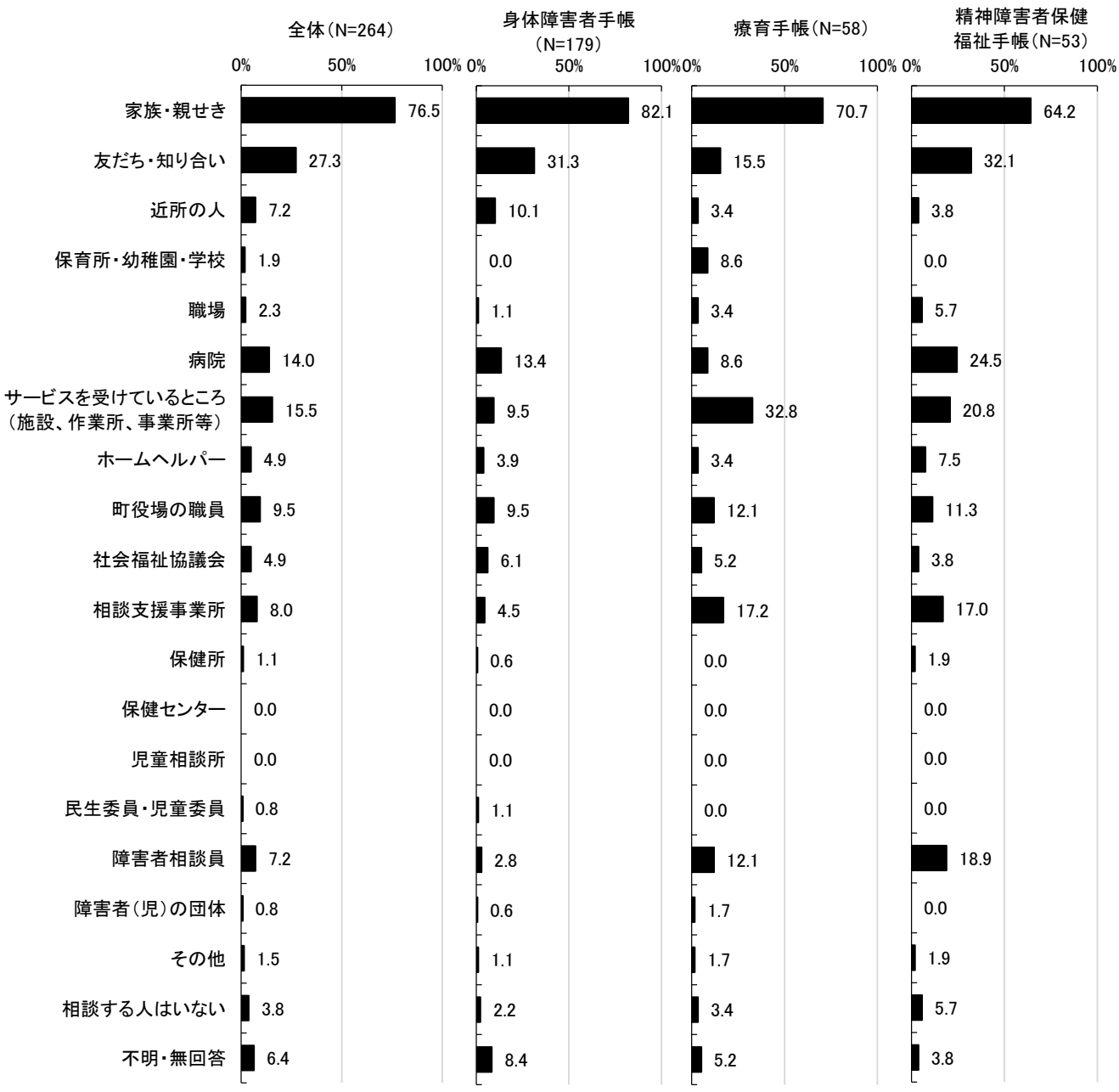
所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「家族と一緒に暮らしたい」が48.0%となっています。[療育手帳]では「家族と一緒に暮らしたい」が37.9%となっています。[精神障害者保健福祉手帳]では「家族と一緒に暮らしたい」が37.7%となっています。



■「あなた」が悩みや困ったことを相談するのはどなたですか。（あてはまるものすべてに○印）

相談相手についてみると、全体では「家族・親せき」が 76.5%と最も高く、次いで「友だち・知り合い」が 27.3%、「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所等）」が 15.5%となっています。

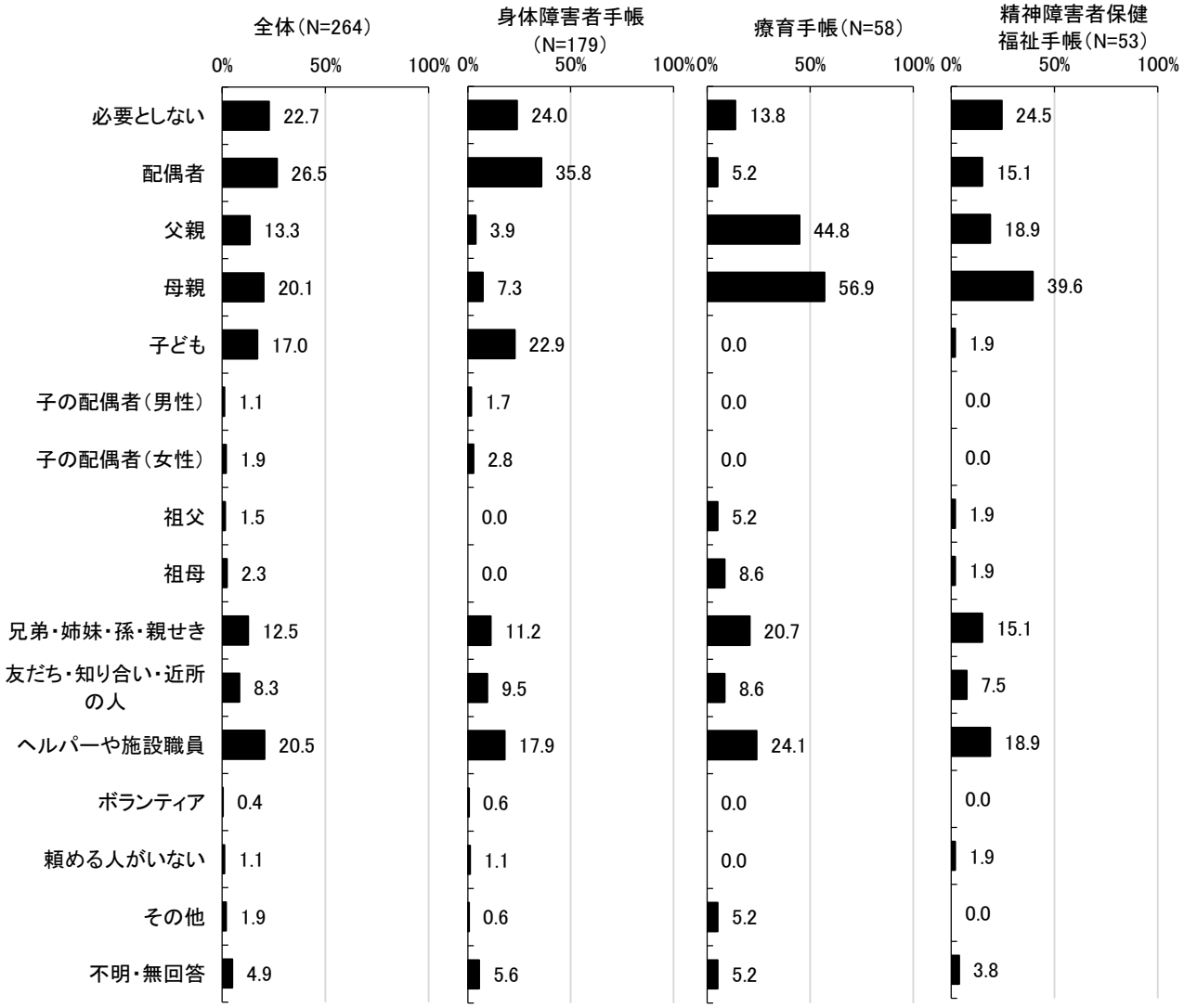
所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「家族・親せき」が 82.1%となっています。[療育手帳]では「家族・親せき」が 70.7%となっています。[精神障害者保健福祉手帳]では「家族・親せき」が 64.2%となっています。



■「あなた」の主な介助者（日常の生活の支援をしてくれる方）はどなたですか。（あてはまるもの３つまでに○印）

主な介助者についてみると、全体では「配偶者」が 26.5%と最も高く、次いで「必要としない」が 22.7%、「ヘルパーや施設職員」が 20.5%となっています。

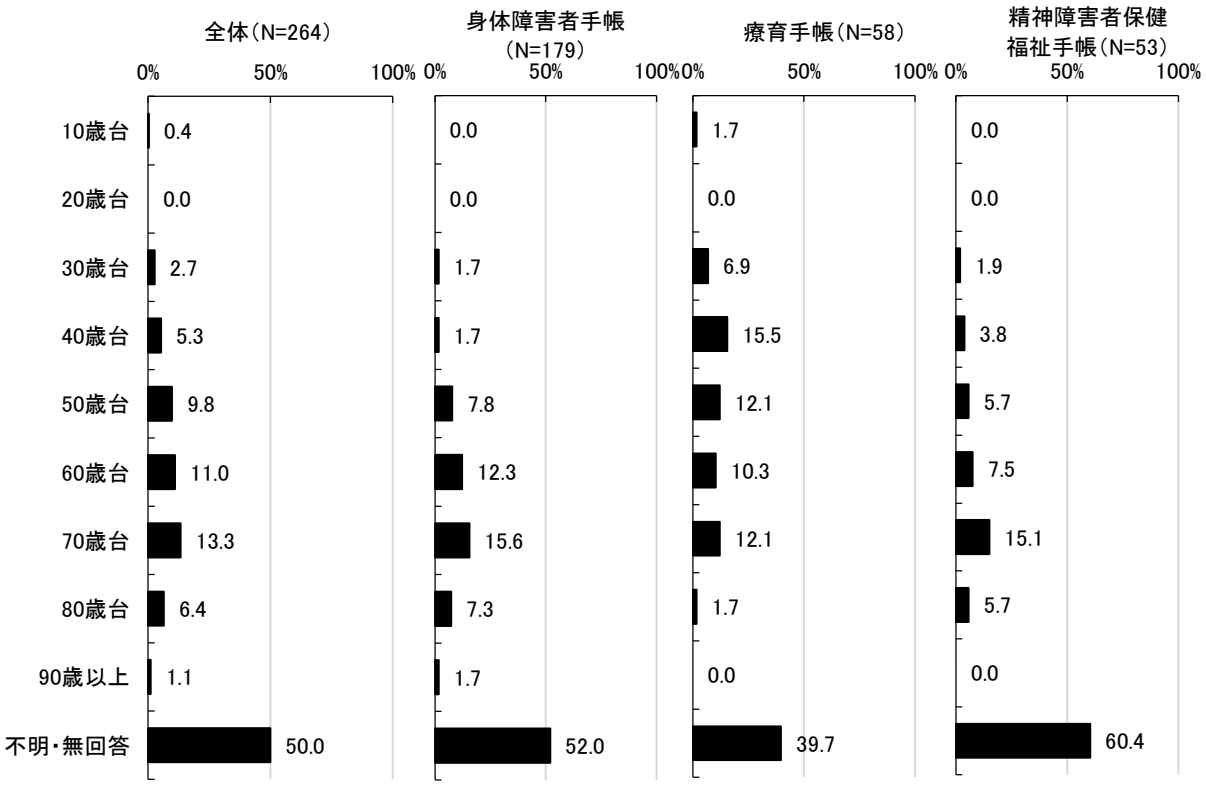
所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「配偶者」が 35.8%となっています。[療育手帳]では「母親」が 56.9%となっています。[精神障害者保健福祉手帳]では「母親」が 39.6%となっています。



■介助者の方の年齢はおいくつですか。（令和５年８月 10 日現在）

介助者の年齢についてみると、全体では「70 歳台」が 13.3％と最も高く、次いで「60 歳台」が 11.0％、「50 歳台」が 9.8％となっています。

所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「70 歳台」が 15.6％となっています。[療育手帳]では「40 歳台」が 15.5％となっています。[精神障害者保健福祉手帳]では「70 歳台」が 15.1％となっています。



■以下の各種サービスについて利用されていますか。(サービスごとにあてはまるものがあれば○印)

利用している障害福祉サービスについてみると、全体では「ホームヘルプ（自宅で行う日常生活上の支援)」が10.2%と最も高く、次いで「移動支援（外出のときの支援)」が9.8%、「サービスを利用するための相談」が9.5%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「ホームヘルプ(自宅で行う日常生活上の支援)」が8.9%となっています。[療育手帳]では「サービスを利用するための相談」が20.7%となっています。[精神障害者保健福祉手帳]では「サービスを利用するための相談」が20.8%となっています。

		ホームヘルプ(自宅で行う日常生活上の支援)	移動支援(外出のときの支援)	短期入所(数日間泊まれる施設など)	日中一時支援(日中を過ごす施設など)	通所施設などで行う日常生活の介助(生活介護)	通所施設などで行う社会生活ができるための訓練(自立訓練)	通所施設などで行う就労や就労のための訓練(就労支援)	退院・退所への支援や地域で住み続けるための支援(地域移行・地域定着支援)
全体	全体(N=264)	10.2	9.8	1.5	7.2	3.8	5.3	6.1	0.4
手帳別	身体障害者手帳(N=179)	8.9	7.8	1.1	6.1	3.9	1.7	1.1	0.0
	療育手帳(N=58)	10.3	13.8	1.7	5.2	6.9	12.1	13.8	1.7
	精神障害者保健福祉手帳(N=53)	13.2	18.9	1.9	11.3	3.8	11.3	13.2	0.0

		地域活動支援センター(小規模作業所を含む)	グループホームなどでの共同生活	施設への入所	サービスを利用するための相談	児童発達支援(個別や集団での指導・訓練を通じた発達に即した適切な支援)	保育所等訪問支援(保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援)	放課後等デイサービス	学童保育	不明・無回答
全体	全体(N=264)	5.7	3.0	3.0	9.5	1.9	0.8	3.8	0.0	64.8
手帳別	身体障害者手帳(N=179)	1.7	1.7	3.9	4.5	0.6	0.0	0.6	0.0	75.4
	療育手帳(N=58)	13.8	5.2	3.4	20.7	6.9	3.4	13.8	0.0	39.7
	精神障害者保健福祉手帳(N=53)	13.2	5.7	0.0	20.8	0.0	0.0	5.7	0.0	58.5

■サービスを利用されていない方は、今後それぞれのサービスを利用したいですか。(サービスごとにあてはまるものがあれば○印)

今後利用したい障害福祉サービスについてみると、全体では「ホームヘルプ（自宅で行う日常生活上の支援)」が21.2%と最も高く、次いで「移動支援（外出のときの支援)」が19.7%、「サービスを利用するための相談」が17.4%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「ホームヘルプ(自宅で行う日常生活上の支援)」が22.3%となっています。[療育手帳]では「短期入所（数日間泊まれる施設など)」が27.6%となっています。[精神障害者保健福祉手帳]では「サービスを利用するための相談」が20.8%となっています。

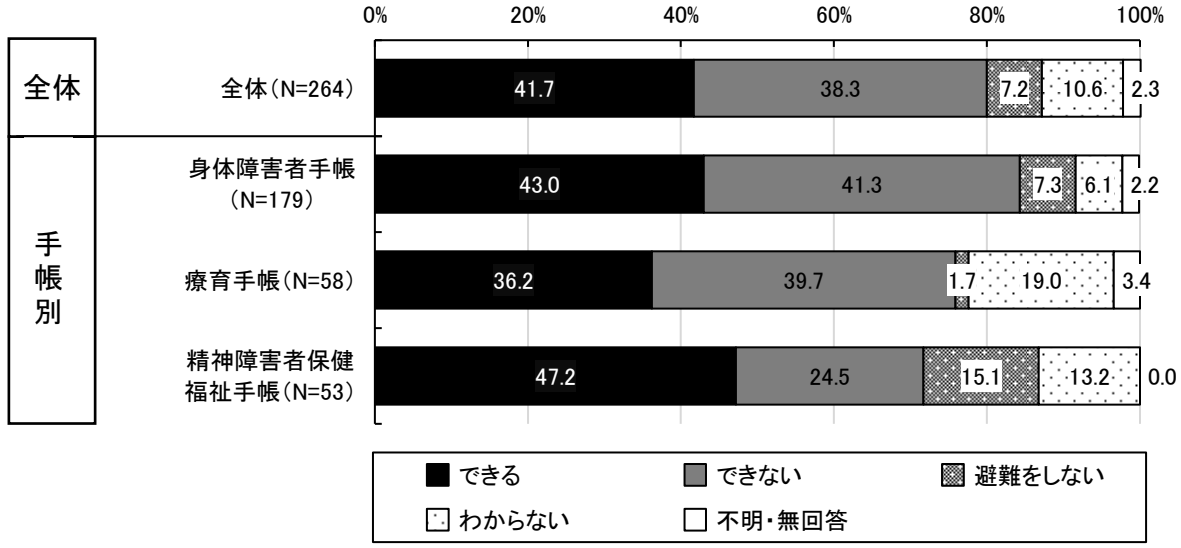
		ホームヘルプ(自宅で行う日常生活上の支援)	移動支援(外出のときの支援)	短期入所(数日間泊まれる施設など)	日中一時支援(日中を過ごす施設など)	通所施設などで行う日常生活の介助(生活介護)	通所施設などで行う社会生活ができるための訓練(自立訓練)	通所施設などで行う就労や就労のための訓練(就労支援)	退院・退所への支援や地域で住み続けるための支援(地域移行・地域定着支援)
全体	全体(N=264)	21.2	19.7	16.3	12.5	9.8	8.0	7.2	10.6
手帳別	身体障害者手帳(N=179)	22.3	18.4	12.8	11.7	8.9	6.7	5.0	11.2
	療育手帳(N=58)	19.0	24.1	27.6	13.8	10.3	15.5	15.5	8.6
	精神障害者保健福祉手帳(N=53)	18.9	17.0	13.2	11.3	7.5	7.5	5.7	11.3

		地域活動支援センター(小規模作業所を含む)	グループホームなどでの共同生活	施設への入所	サービスを利用するための相談	児童発達支援(個別や集団での指導・訓練を通じた発達に即した適切な支援)	保育所等訪問支援(保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援)	放課後等デイサービス	学童保育	不明・無回答
全体	全体(N=264)	6.4	7.6	12.5	17.4	2.7	2.3	3.4	1.9	57.2
手帳別	身体障害者手帳(N=179)	4.5	3.9	11.7	14.5	1.1	1.1	1.1	1.1	62.6
	療育手帳(N=58)	8.6	19.0	13.8	19.0	3.4	3.4	8.6	3.4	41.4
	精神障害者保健福祉手帳(N=53)	7.5	7.5	9.4	20.8	3.8	1.9	1.9	1.9	56.6

■災害時に一人で避難できますか。（１つに○印）

災害時に一人で避難できるかについてみると、全体では「できる」が41.7%と最も高く、次いで「できない」が38.3%、「わからない」が10.6%となっています。

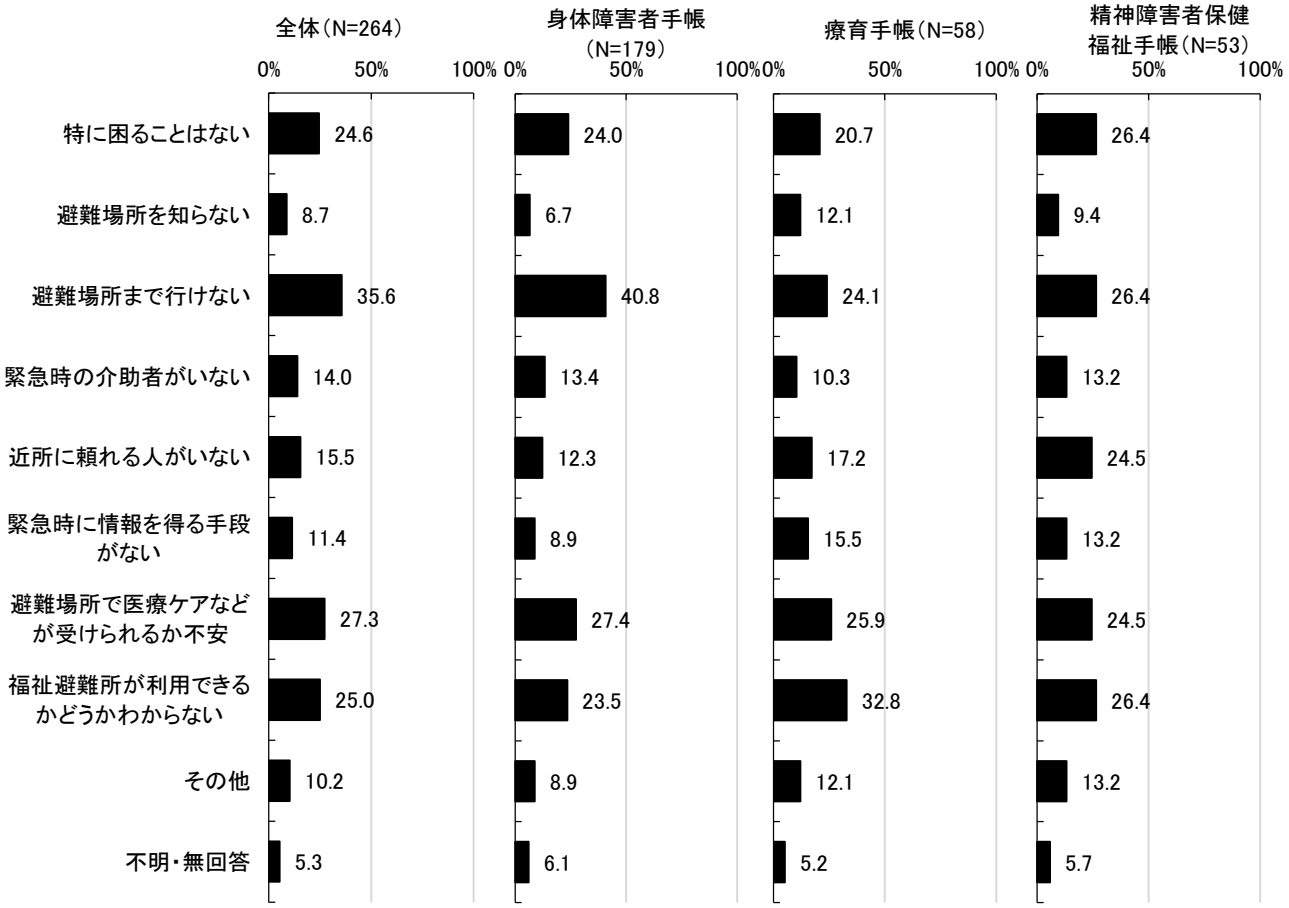
所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「できる」が43.0%となっています。[療育手帳]では「できない」が 39.7%となっています。[精神障害者保健福祉手帳]では「できる」が 47.2%となっています。



■「あなた」が地震など災害のときに困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○印)

災害の時に困ることについてみると、全体では「避難場所まで行けない」が35.6%と最も高く、次いで「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」が27.3%、「福祉避難所が利用できるかどうかわからない」が25.0%となっています。

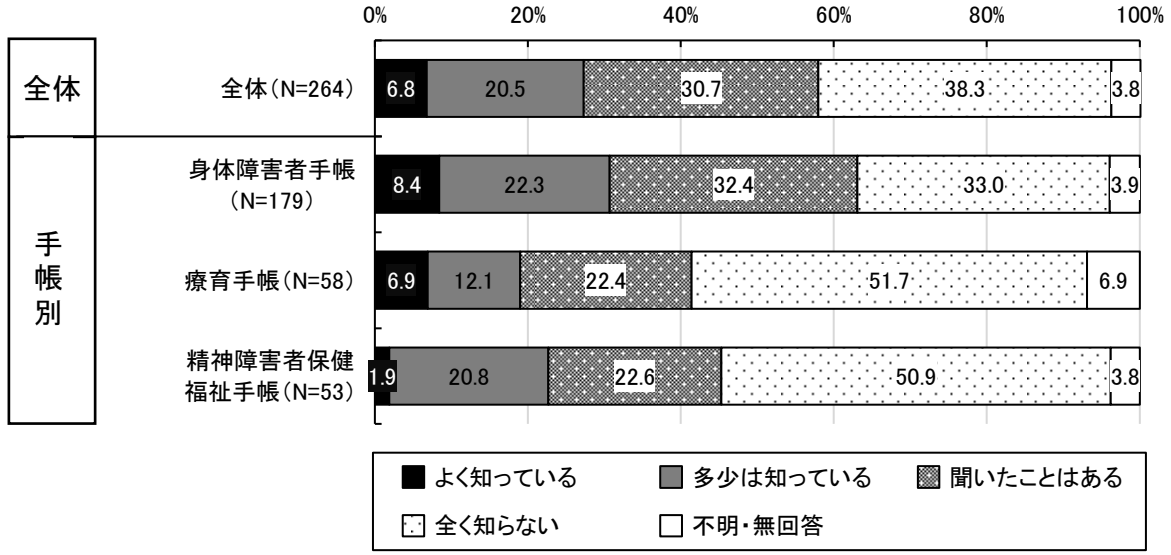
所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「避難場所まで行けない」が40.8%となっています。[療育手帳]では「福祉避難所が利用できるかどうかわからない」が32.8%となっています。[精神障害者保健福祉手帳]では「特に困ることはない」「避難場所まで行けない」「福祉避難所が利用できるかどうかわからない」がそれぞれ26.4%となっています。



■「あなた」は成年後見制度についてご存知ですか。（１つに○印）

成年後見制度の認知状況についてみると、全体では「全く知らない」が 38.3%と最も高く、次いで「聞いたことはある」が 30.7%、「多少は知っている」が 20.5%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「全く知らない」が 33.0%となっています。[療育手帳]では「全く知らない」が 51.7%となっています。[精神障害者保健福祉手帳]では「全く知らない」が 50.9%となっています。



■「あなた」は、保育や教育について今後、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの３つまでに○印)

保育や教育について今後必要と思われることについてみると、全体では「障害特性に応じた配慮をしてほしい」、「障害特性に応じた配慮をしてほしい」が 4.9%、次いで「進路指導をしっかりしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい)」が 4.5%、「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスを増やしてほしい」、「特にない」が 4.2%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「特にない」が 4.5%となっています。[療育手帳]では「進路指導をしっかりしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい)」が 13.8%となっています。[精神障害者保健福祉手帳]では「障害特性に応じた配慮をしてほしい」が 9.4%となっています。

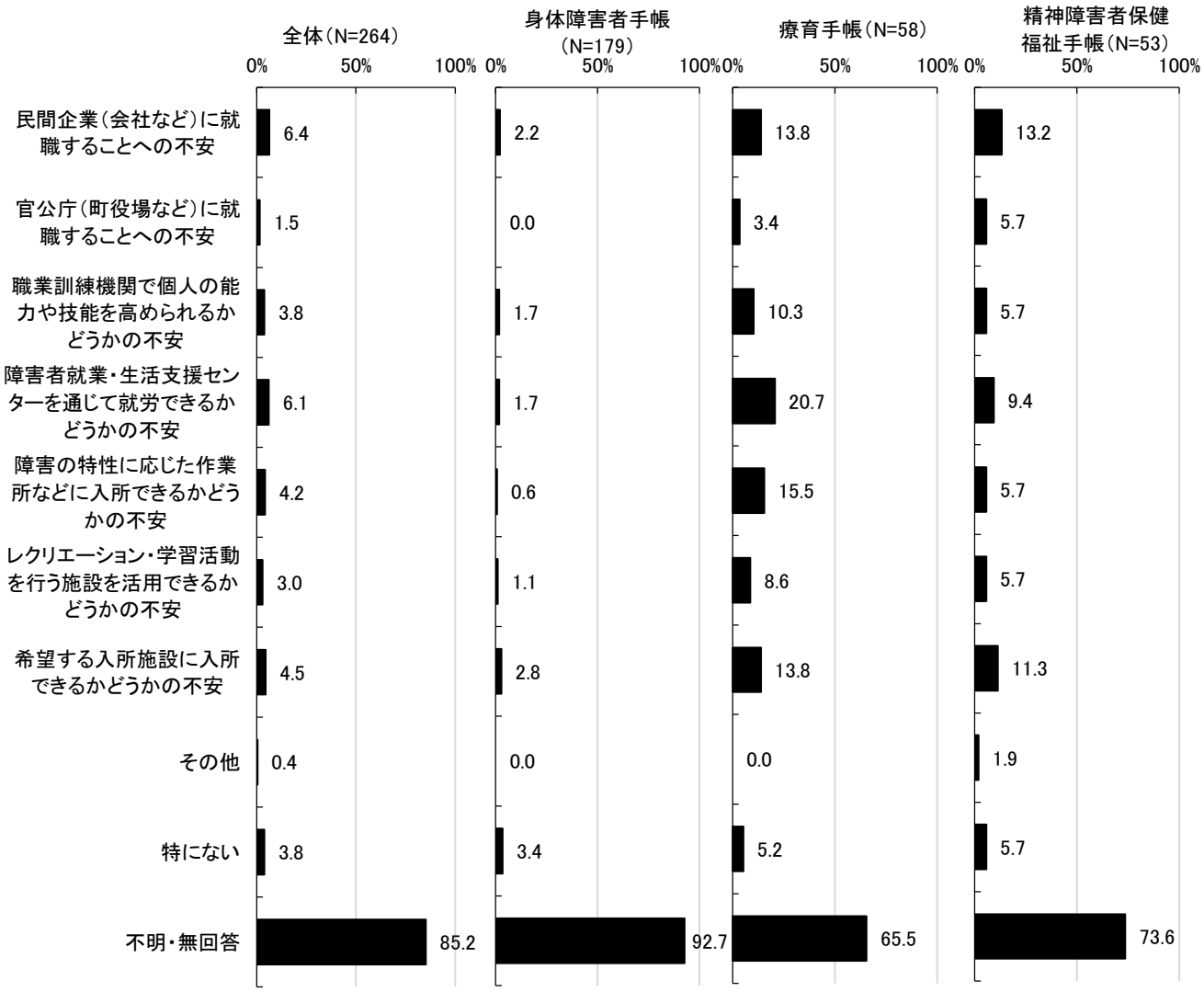
		今の保育所(園)や幼稚園、学校に満足している	障害のない児童・生徒とのふれあいをしてほしい(ふやしてほしい)	もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい	通所(園)や通学を便利にしてほしい	進路指導をしっかりしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）	障害のある人が利用できる設備をふやしてほしい	障害特性に応じた配慮をしてほしい	障害のことがわかる保育や授業をしてほしい（ふやしてほしい）
全体	全体(N=264)	0.8	1.9	3.8	1.5	4.5	3.4	4.9	4.9
手帳別	身体障害者手帳(N=179)	0.6	1.1	1.1	0.6	1.1	3.4	2.8	1.7
	療育手帳(N=58)	3.4	6.9	8.6	3.4	13.8	3.4	8.6	12.1
	精神障害者保健福祉手帳(N=53)	0.0	1.9	5.7	3.8	7.5	7.5	9.4	7.5

		休日などに活動できる仲間や施設がほしい	放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい	特にない	その他	不明・無回答
全体	全体(N=264)	3.0	4.2	4.2	0.8	83.0
手帳別	身体障害者手帳(N=179)	0.6	1.7	4.5	0.6	88.8
	療育手帳(N=58)	10.3	10.3	5.2	1.7	63.8
	精神障害者保健福祉手帳(N=53)	3.8	7.5	1.9	1.9	77.4

■学校教育終了後の進路を考えるにあたって、どのような不安を持っていますか、または、これまでにどのような不安を持っていましたか。（あてはまるものすべてに○印）

学校教育終了後の進路への不安についてみると、全体では「民間企業（会社など）に就職することへの不安」が 6.4％と最も高く、次いで「障害者就業・生活支援センターを通じて就労できるかどうかの不安」が 6.1％、「希望する入所施設に入所できるかどうかの不安」が 4.5％となっています。

所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「特にない」が 3.4％となっています。[療育手帳]では「障害者就業・生活支援センターを通じて就労できるかどうかの不安」が 20.7％となっています。[精神障害者保健福祉手帳]では「民間企業（会社など）に就職することへの不安」が 13.2％となっています。



第３節 障害福祉サービスの提供状況

（１）訪問系サービス

訪問系サービスの提供状況についてみると、利用実績があったものは、「居宅介護」、「同行援護」、「行動援護」となっており、「合計」は、いずれの年も計画値を下回っています。

「居宅介護」は、令和３年度では利用時間、利用人数ともに計画値を上回っていますが、その後は減少傾向にあります。

「同行援護」の利用時間は減少傾向、利用人数は横ばいで計画値を下回っています。

「行動援護」は令和３年度と令和５年度のみ利用がありました。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
居宅介護	時間	484	456	106.1%	447	468	95.5%	378	480	78.8%
	人	39	38	102.6%	38	39	97.4%	36	40	90.0%
重度訪問介護	時間	0	0		0	0		0	0	
	人	0	0		0	0		0	0	
同行援護	時間	29	32	90.6%	27	32	84.4%	21	32	65.6%
	人	3	4	75.0%	3	4	75.0%	3	4	75.0%
行動援護	時間	1	28	3.6%	0	28	0.0%	2	28	7.1%
	人	1	4	25.0%	0	4	0.0%	1	4	25.0%
重度障害者等包括支援	時間	0	0		0	0		0	0	
	人	0	0		0	0		0	0	
合計	時間	514	516	99.6%	474	528	89.8%	401	540	74.3%
	人	43	46	93.5%	41	47	87.2%	40	48	83.3%

※令和５年度の実績値は９月までの実績からの推計値

単位について

障害福祉サービスにおける単位は月あたりの単位です。

「人日」：月平均利用延日数（月平均利用者数×一人当たりの平均利用日数）

「 人 」：月平均利用者数

「時間」：月平均延利用時間

（2）日中活動系サービス

日中活動系サービスの提供状況についてみると、利用実績があったものは、「生活介護」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」、「就労定着支援」、「療養介護」、「短期入所（福祉型）」となっています。

「生活介護」は、令和５年度に利用日数が増加しており、令和４年度を除いて、進捗率は 100%以上で推移しています。

「自立訓練（生活訓練）」は、いずれの年度で計画値を下回っており、特に令和４年度において実績が少なくなっています。

「就労移行支援」は、令和３年度から減少傾向にあり、令和５年度の利用人数は１人となっています。

「就労継続支援（A型）」は、増加傾向にあり、令和４年度、５年度では利用日数が計画値を上回っています。

「就労継続支援（B型）」は、概ね横ばいで推移しており、各年の進捗率は 90.0%前後となっています。

「就労定着支援」は、令和４年度まで計画値通りとなっていましたが、令和５年度の実績はありませんでした。

「療養介護」は、いずれの年も４人の実績となっており、令和４年度、５年度では計画値通りとなっています。

「短期入所（福祉型）」は、令和３年度から令和４年度にかけて減少しており、令和４年度と令和５年度の進捗率は、利用日数で 19.6%程度、利用人数で 42.6%程度となっています。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
生活介護	人日	1,097	1,050	104.5%	1,044	1,071	97.5%	1,121	1,092	102.7%
	人	51	50	102.0%	51	51	100.0%	52	52	100.0%
自立訓練(機能訓練)	人日	0	20	0.0%	0	20	0.0%	0	20	0.0%
	人	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
自立訓練(生活訓練)	人日	25	48	52.1%	3	48	6.3%	38	48	79.2%
	人	3	4	75.0%	1	4	25.0%	3	4	75.0%
就労移行支援	人日	23	36	63.9%	2	36	5.6%	7	36	19.4%
	人	2	2	100.0%	1	2	50.0%	1	2	50.0%
就労継続支援(A型)	人日	88	91	96.7%	108	104	103.8%	119	117	101.7%
	人	6	7	85.7%	7	8	87.5%	7	9	77.8%
就労継続支援(B型)	人日	1,023	1,156	88.5%	1,016	1,173	86.6%	1,023	1,190	86.0%
	人	63	68	92.6%	66	69	95.7%	66	70	94.3%
就労定着支援	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	0	1	0.0%
療養介護	人	4	3	133.3%	4	4	100.0%	4	4	100.0%
短期入所(福祉型)	人日	23	40	57.5%	8	48	16.7%	11	56	19.6%
	人	2	5	40.0%	2	6	33.3%	3	7	42.9%
短期入所(医療型)	人日	0	2	0.0%	0	2	0.0%	0	2	0.0%
	人	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%

令和５年度の実績値は９月までの実績からの推計値

（3）居住系サービス

居住系サービスの提供状況についてみると、「自立生活援助」と「共同生活援助（グループホーム）」では、令和３年度の進捗率は 100%、102.5%なっていますが、令和４年度、５年度では計画値を下回っています。

「施設入所支援」は、令和５年度に実績が減少しているものの、それまでの進捗率は 100%以上となっています。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
自立生活援助	人	2	2	100.0%	1	2	50.0%	1	2	50.0%
共同生活援助（グループホーム）	人	41	40	102.5%	40	41	97.6%	38	42	90.5%
施設入所支援	人	30	29	103.4%	30	29	103.4%	29	29	100.0%

令和５年度の実績値は９月までの実績からの推計値

（4）相談支援

相談支援の提供状況についてみると、「計画相談支援」は、各年実績値が計画値を下回っているものの、増加傾向で推移しています。

「地域移行支援」では、各年度進捗率が 100%となっており、「地域定着支援」では、令和３年度の実績がなかったものの、令和４年度以降は進捗率が 100%となっています。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
計画相談支援	人	52	60	86.7%	54	61	88.5%	59	62	95.2%
地域移行支援	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
地域定着支援	人	0	1	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

令和５年度の実績値は９月までの実績からの推計値

第４節 障害児支援事業の提供状況

（１）障害児福祉サービス等

障害児通所支援の提供状況についてみると、利用実績があったものは、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」となっています。

「児童発達支援」は、減少傾向となっており、令和５年度では利用日数、利用人数ともに計画値を下回っています。

「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」は、３年間で増加傾向となっており、特に「放課後等デイサービス」の令和５年度の進捗率は200％を超えています。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
児童発達支援	人日	327	288	113.5%	314	304	103.3%	223	304	73.4%
	人	19	18	105.6%	18	19	94.7%	14	19	73.7%
放課後等デイサービス	人日	281	240	117.1%	335	256	130.9%	528	256	206.3%
	人	20	15	133.3%	27	16	168.8%	34	16	212.5%
保育所等訪問支援	人日	0	2	0.0%	1	2	50.0%	2	2	100.0%
	人	0	1	0.0%	1	1	100.0%	2	1	200.0%
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	2	0.0%	0	2	0.0%	0	2	0.0%
	人	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
障害児相談支援	人日	13	12	108.3%	13	13	100.0%	15	13	115.4%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人日	0	0		0	0		0	1	0.0%

令和５年度の実績値は９月までの実績からの推計値

第５節 地域生活支援事業の提供状況

（１）地域生活支援事業

地域生活支援事業の提供状況についてみると、「障害者相談支援事業」、「基幹相談支援センター機能強化事業」では、それぞれ３か所と２か所設置されており、計画値通りとなっています。「住宅入居等支援事業」については、受け入れ体制はあるものの利用実績はありませんでした。

「意思疎通支援事業」では、３年間で減少傾向となっており、令和５年度の進捗率は80%程度となっています。一方で、「移動支援事業」の利用時間と利用人数では、利用人数は令和３年度から令和５年度にかけて減少しており、計画値を下回っているものの、利用時間は増加傾向となっています。

「地域活動支援センター機能強化事業」では、設置か所は計画値を下回っていますが、利用人数は令和５年度で増加しており、95%程度の進捗率となっています。

「日中一時支援事業」では、３年間で利用人数が横ばいとなっており、それぞれ３人となっています。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
障害者相談支援事業	有無	有(3)	有(3)		有(3)	有(3)		有(3)	有(3)	
基幹相談支援センター機能強化事業	有無	有(2)	有(2)		有(2)	有(2)		有(2)	有(2)	
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	有無	有(0)	有(3)		有(0)	有(3)		有(0)	有(3)	
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	2	2	100.0%
意思疎通支援事業	人	72	65	110.8%	52	65	80.0%	54	65	83.1%
移動支援事業	時間	142	180	78.9%	147	200	73.5%	172	220	78.2%
	人	40	28	142.9%	34	30	113.3%	34	32	106.3%
	か所	8	7	114.3%	9	7	128.6%	9	7	128.6%
地域活動支援センター機能強化事業	か所	1	2	50.0%	1	2	50.0%	1	2	50.0%
	人	11	23	47.8%	16	23	69.6%	22	23	95.7%
手話奉仕員養成研修事業	人	22	25	88.0%	14	25	56.0%	23	25	92.0%
理解促進研修・啓発事業	有無	無			無			無		
自発的活動支援事業	有無	無			無			無		
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無			無			無		
日中一時支援事業	人	3	4	75.0%	3	5	60.0%	3	6	50.0%
自動車運転免許取得・改造助成事業	人	1	1	100.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
地域生活支援拠点事業（一人暮らし体験）	人	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%

令和５年度の実績値は９月までの実績からの推計値

（2）日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の内訳についてみると、「介護・訓練支援用具」、「住宅改修費」では、令和５年度の実績はそれぞれ１件となっており、「介護・訓練支援用具」、「住宅改修費」において計画通りの進捗となっています。

「排泄管理支援用具」では、令和３年度から４年度にかけて実績は減少しているものの、令和５年度には増加しており、進捗率は 129%となっています。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
介護･訓練支援用具	件	1	1	100.0%	0	1	0.0%	1	1	100.0%
自立生活支援用具	件	2	1	200.0%	1	1	100.0%	0	1	0.0%
在宅療養等支援用具	件	1	5	20.0%	0	5	0.0%	0	5	0.0%
情報･意思疎通支援用具	件	3	4	75.0%	1	4	25.0%	2	4	50.0%
排泄管理支援用具	件	470	400	117.5%	465	410	113.4%	542	420	129.0%
住宅改修費	件	0	1	0.0%	3	1	300.0%	1	1	100.0%

令和５年度の実績値は９月までの実績からの推計値

第６節 本町の障害福祉を取り巻く現状

本町の障害福祉を取り巻く状況について５つのテーマを設定し、アンケート調査、庁内検証で明らかとなった障害者を取り巻く状況について記載しています。

（１）障害者の社会参加について

■ アンケート調査結果より

○外出の頻度について、全体では「毎日」が最も多くなっており、週に１回以上外出する人が大半となっています。一方で、一人で外出できるかどうかについては、全体で「介助者等がいれば外出できる」の割合が４割程度となっています。

○日中の過ごし方について、[療育]、[精神]において「パートタイムやアルバイトの仕事をしている」、「仲間と一緒に施設などで仕事をしている」の割合が一定高くなっています。

○仕事をしていない理由について、[療育]、[精神]において「障害などで、できる仕事がない」の割合が高くなっています。

○障害のある人の就労支援として必要なことについて、[身体]、[精神]では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、[療育]では「通勤手段の確保」の割合が高くなっています。

■ 庁内検証結果より

○移動支援や通院介助のニーズが増加していることを踏まえ、事業所と連絡を取り合うことで移動支援を提供する体制整備を行っています。

○就業技能訓練の促進として、就労支援センターあーちを紹介するなど、情報提供を行っています。

○圏域内に就労支援事業所が新設されたことにより、利用者の選択肢が増えた状況となっているため、訓練等の施設の充実が図られてきています。

○民間企業への働きかけとしては、就労部会においてハローワーク職員から法定雇用率についての説明を行うなど、周知を図っています。

現在の日中の過ごし方としてパートやアルバイトの仕事や施設で仕事をしている方が多くなっている一方で、仕事をしていない理由としては障害等でできる仕事がないと回答した人の割合が高くなっています。障害のある人が希望する働き方で仕事に就けるよう、民間企業への働きかけや多様な就労支援の充実を引き続き図りながら、就労後のフォロー体制の整備についても検討していきます。

また、移動支援等、障害のある人が社会へ参画するための支援策の充実に取り組むことで、当事者が安心して社会参画できるまちを目指します。

（2）障害に対する理解・差別の解消について

■ アンケート調査結果より

○障害による差別や偏見の有無について、全体で「ほとんど感じない」「全く感じない」の割合が６割程度となっている一方で、「よく感じる」「ときどき感じる」の割合は２割程度となっており、[療育]、[精神]における割合が高くなっています。

○差別や偏見を感じる場所については、全体で「人間関係」、「街のなかでの視線」、「仕事や収入」が順に高くなっています。また、[療育]、[精神]において、「教育の場」の割合が一定みられます。

■ 庁内検証結果より

○地域における障害者理解を深めるための取り組みとして、区長や民生委員・児童委員等によって、地域住民に対する障害への理解促進・啓発を行っていくために、各区長連合会、民生委員・児童委員協議会等において研修を行っています。

○庁内における障害への適切な配慮と理解促進として、職員対応要領等を踏まえた体制整備については、職員対応要領の認知度が低くなっていることが課題です。

○町ホームページにて、利用者にとって見やすく、必要な情報が探しやすくなるよう工夫を行っています。

町内に障害を理由とする偏見を感じる人が一定存在していることから、引き続き、まち全体における障害理解を深めるための周知・啓発を行います。

今後は、障害者差別解消法の改正により民間事業者も合理的配慮の提供義務が生じる中で、庁内職員が障害に対する適切な配慮を施せるような取り組みや町から情報提供を行う際には誰もが利用しやすいよう工夫を凝らしていくなど、各方面に対する障害への配慮を推進することによって、地域において誰もが平等に暮らすことができるまちづくりを進めます。

（3）地域サービス基盤の整備について

■ アンケート調査結果より

○今後の暮らしの意向について、全体で「ひとりで暮らしたい」と「家族と一緒に暮らしたい」を合計した割合は7割程度となっています。

○悩みや困りごとの相談先について、[身体]では「友だち・知り合い」、[療育]では「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所等）」、[精神]では「病院」の割合が一定高くなっています。

○主な介助者については、[身体]では「配偶者」、[療育]、[精神]では「母親」の割合が高くなっています。

○介助者の年齢について、全体で「50 歳台」～「70 歳台」の割合が高くなっています。

○現在利用しているサービスについて、[身体]では「ホームヘルプ」、[療育]、[精神]では「サービスを利用するための相談」の割合が高くなっており、今後利用したいサービスについては[身体]では「ホームヘルプ」、[療育]では「短期入所」、[精神]では「サービスを利用するための相談」の割合が高くなっています。

■ 庁内検証結果より

○福祉人材の確保と育成として、自立支援協議会において複数の部会やワーキンググループを設置し、研修等を行っています。

○「福祉制度のお知らせ」や「暮らしの便利帳」を発行することで障害福祉に関する制度やサービスについて案内を行っています。また、障害者手帳の交付時に障害児者福祉のしおりを同封し、各種サービスの情報提供を行っています。

○短期入所や日中一時支援の柔軟な支給決定を行うことで、介助を行う家族に対する負担軽減に努めています。

○医療的ケアについては、町内に訪問看護ステーションがあることから、ケアを受けられる体制の整備が進められています。

○難病患者に対して、少ない資源の中でも極力当事者の特性に配慮したサービスを本人が選択できるよう、相談支援事業所や就労支援担当者と連携を行っています。

今後も地域の中で生活を送ることが当事者の中で多く望まれている中で、それぞれが求める支援を適切に受けられるための体制整備に取り組みます。それぞれの手帳所持者が抱えるニーズを今後も捉えつつ、福祉人材の確保等のサービス提供基盤の整備や、当事者の利用につながるようサービスの周知啓発を行っていくことで、障害のある人が安心して生活を送るための支援を適切に受けられることができるまちを目指します。

また、障害のある人の介助者の高齢化も進む中で、「親亡き後」を見据えた、障害のある人が自立した生活を送ることが出来るための生活支援策を検討していきます。

（４）安全・安心な住環境の整備について

■ アンケート調査結果より

○災害時に一人で避難できるかどうかについて、「できない」の割合が一定高くなっており、所持手帳毎の割合としては、[身体]、[療育]で４割程度、[精神]で３割程度となっています。

○災害時の困りごとについて、[身体]では「避難場所まで行けない」、[療育]、[精神]では「福祉避難所が利用できるかどうかわからない」の割合が高くなっています。

○成年後見制度の認知度については、「よく知っている」「多少は知っている」の割合が全体で３割未満となっており、知らない方の割合がまだ多くなっている状況です。所持手帳毎では、[療育]、[精神]よりも、[身体]で知っていると回答した方の割合が高くなっています。

■ 庁内検証結果より

○令和５年度に避難行動要支援者名簿を作成し、令和６年度から個別避難計画を作成する予定です。

○避難所での配慮への理解促進に向けて、障害のある人の意見を伺いながら、職員が研修を行うなど、出来る限りの配慮を行えるよう努めています。

○福祉避難所の確保に向けて、関係機関との連携強化を行っています。紙おむつ等の備品については一部において配置済みとなっています。

○成年後見制度利用支援事業について、関係機関では市町村申立ての手続き方法等の理解が深まっている一方で、住民の方に対する広報やホームページにおける制度の周知については行えていません。

アンケート調査では身体障害者手帳所持者の割合が多くなっていることもあり、災害時に一人で避難できないと回答した人が多くなっています。また、災害時の具体的な困りごとについても所持手帳毎で違いが伺えることから、引き続き日頃から災害時に迅速でそれぞれに適切な対応を行えるよう、災害時の支援体制の整備、福祉避難所の充実に取り組みます。

また、成年後見制度について、現状で制度自体の認知度が低くなっている状況を受けて、障害のある人が持つ権利を適切に使用することができるよう、利用促進に向けた周知・啓発等に取り組むことによって、誰もが自分らしく、安全・安心に暮らすことができるまちを目指します。

（5）教育・保育について

■ アンケート調査結果より

○保育や教育について今後必要なこととして、「進路指導をしっかりしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」、「障害のことがわかる保育や授業をしてほしい（ふやしてほしい）」等が一定高くなっています。

○学校教育終了後の進路に対する不安としては、「障害者就業・生活支援センターを通じて就労できるかどうかの不安」、「障害の特性に応じた作業所などに入所できるかどうかの不安」等が一定高くなっています。

■ 庁内検証結果より

○障害に応じた保育・教育を充実させるために、教育機関同士の連携としてケース会議や就学時適正委員会での協議を通じて、保護者と教育機関の情報共有を行っています。

○継続的な支援を行うためのツールである「つなぎ愛シート」活用に向けた協議を行っていますが、活用する所までは至っていません。

○児童発達支援センターにおいて、障害の程度に合わせて加配することができていますが、地域の保育所では個々のニーズに対応できる加配を行うことは難しい状況です。しかし、発達障害の多い保育所には保育士を加配することができています。

○発達障害のある児童に対する支援を実施することで、インクルーシブ教育の実現に向けた「合理的配慮」の提供に努めています。

近年障害児への支援ニーズが高まりを見せる中で、教育現場における障害理解の促進や職員の資質向上に取り組みつつ、障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に学びあうインクルーシブな教育体制を推進する必要があります。サポートが必要な児童に対しては個別に応じた支援が受けられるよう、各方面と連携することで療育・教育体制の整備を行います。

また、乳幼児期から成人期まで、一貫した切れ目のない支援を行うことで、障害のある児童だけでなく当事者の家族も含め、教育・療育を受けることができるように努め、卒業した後も地域で自立した生活を送ることができるまちづくりを推進します。

第３章 基本理念・目標と施策の展開

第１節　計画の基本理念

心に寄りそい　支え合い　共に歩むまち　那智勝浦

本町においては、第５期障害者計画及び第５期障害福祉計画（第１期障害児福祉計画）より、上記を基本理念として、障害の有無に関わらず、誰もが社会の一員として生活ができるよう各施策を推進してきました。

前回計画では、障害のある人が住みなれた地域や場所で、自ら居住する場所を選択し、決定できる社会の実現を目指すとともに、身近な場所での相談・サービスの提供と誰もが暮らしやすいまちづくりを推進する社会の実現に向けて、各種障害福祉施策に取り組んできました。

令和４年には「障害者総合支援法」の更なる改正が行われ、障害者等の地域生活の支援体制の充実や障害者の多様な就労ニーズへの対応等、障害者等の希望する生活を実現するために、より一層の支援の充実が求められています。

そのような状況を踏まえ、本町における共生社会の実現に向けて、障害のある人に対する差別をなくし、また、障害のある人の社会参加を阻む社会的障壁の除去とともに、生き方や暮らし方等、あらゆる場面を自分の意志で決定し判断できるよう支援することが重要だと捉えています。

本計画においては、本町でこれまでに行ってきた障害福祉に関する施策を踏まえ、変化が著しい近年の障害福祉を取り巻く状況に対応した施策の展開を図るため、本計画においても「心に寄りそい　支え合い　共に歩むまち　那智勝浦」の基本理念を継承します。そして、前回計画からの取り組みを更に推進し、障害の有無に関わらずいつまでも安心して暮らすことができる共生社会を目指します。

第２節　計画の基本目標

基本目標１　社会参加の促進 ～障害者の社会進出～

障害のある人が生きがいを持って、いつまでも住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、就労支援をはじめとする障害者の社会参画に向けた取り組みを推進します。民間企業における障害者理解の促進や就労の場の確保、工賃の向上支援等の就労環境の整備や移動支援の充実等、障害のある人が外出し、地域と関わり合える環境の整備を進めていきます。

基本目標２　障害への理解や配慮の促進 ～こころのバリアフリーの実現～

障害のある人の特性や障害への正しい理解を深められるよう取り組みを進めることで、誰しもが平等を感じられ、差別や偏見のない社会の実現を目指します。

また、町内の関係機関と連携しながら、合理的配慮の普及・拡大や地域における障害理解の促進を図ることで、障害の有無に関わらず安心して暮らせるまちづくりを推進します。

基本目標３　地域生活の実現に向けた生活支援 ～生活支援・医療の充実～

障害のある人が自立した地域生活を送ることができるよう、各事業所と連携しながら当事者の立場に寄り添った障害福祉サービスや相談支援体制の充実を図ります。

また、障害の原因となる疾病の予防や早期発見に努めるとともに、急性期のリハビリテーション医療を終えて地域や家庭に戻っても、適切なリハビリテーションが継続して提供できるよう、保健・医療との連携を図ります。

基本目標４　教育と保育の充実 ～障害児に対する教育の充実～

障害のある児童が地域で健やかに成長していけるよう、乳幼児期から学齢期、学校卒業後までを見据えた切れ目のない伴走型の支援と障害の状況に応じた療育体制の推進に努めます。

また、障害の有無に関わらず共に学びあえるインクルーシブ教育の普及に努め、相互に学びあって成長できる環境を目指します。

基本目標５　安全・安心なまちづくりの推進 ～防災・防犯、権利擁護の充実～

本町においては、障害のある人が南海トラフ地震や自然災害の発生時に、速やかに避難できる体制づくりが求められています。避難行動要支援者名簿を活用しながら、防災訓練時からの配慮を行うことで、災害発生時に地域で連携して支え合える仕組みの整備に努めます。

また、障害のある人がもつ権利を適切に行使することができるよう、成年後見制度利用支援事業の促進を図っていきます。

第４章 施策の展開

第１節　計画の体系図

基本理念

心に寄りそい　支え合い　共に歩むまち　那智勝浦

基本目標１　社会参加の促進～障害者の社会進出～	
1	就労機会の充実
2	生涯学習活動等の推進
3	コミュニケーション支援の充実
4	交通・移動等の支援

基本目標２　障害への理解は配慮の促進～こころのバリアフリーの実現～	
1	障害に対する適切な配慮と理解促進
2	誰に対してもわかりやすい広報の提供
3	思いやりのある地域社会の醸成

基本目標３　地域生活の実現に向けた生活支援～生活支援・医療の充実～	
1	福祉サービスの充実
2	医療と福祉の連携強化
3	リハビリテーション体制の充実
4	難病患者や発達障害者、発達障害児への支援

基本目標４　教育と保育の充実～障害児に対する教育の充実～	
1	障害に応じた保育・教育の充実
2	インクルーシブ教育の推進

基本目標５　安全・安心なまちづくりの推進～防災・防犯、権利擁護の充実～	
1	防災・防犯への対応
2	障害者の権利擁護と虐待の防止

第２節　施策の展開

基本目標１　社会参加の促進　～障害者の社会進出～

施策１　就労機会の充実

取り組み	内容
民間企業における 障害者理解促進	●民間企業等での障害者雇用を推進するために、障害者の就労の理解を深めるための啓発を推進します。
就業技能訓練の促進	●障害者の希望に応じた民間企業等への就労を進めるために、知識や技能を習得するための訓練や就職のための支援、就職後の継続した生活面も含めた総合的支援等について、ハローワークや就労系事業所等と連携を図ります。
就労訓練の充実	●ニーズに応じて日中活動や自立・就労に向けた訓練等ができる場が設けられるよう、施設の充実を図るとともに、事業所への働きかけを行います。
障害者雇用の促進	●民間企業において、法定雇用率についての周知を図り、障害者雇用を拡充するよう働きかけます。
工賃の向上支援	●就労継続支援における工賃の向上に向けて、「障害者優先調達推進法」に基づき、適切な目標設定を行いながら官公需の発注のさらなる拡大に努めます。
就労系事業所への支援	●商工会、旅館組合、観光協会、農協、漁協をはじめとする地域団体と連携し、就労系事業所等の商品の販売ルートを確保し、事業ＰＲ等を行うよう働きかけます。 ●各事業所のオリジナル商品の開発を支援します。

施策２　生涯学習活動等の推進

取り組み	内容
生涯学習活動等の充実	●身体障害者連盟や福祉施設等と連携し、生涯学習活動やスポーツ大会、レクリエーション活動への参加を促進し、障害者の余暇活動の充実を図ります。
生涯学習活動等の広報	●本町や当事者団体が主催するイベント等において、障害者も気軽に参加できるよう、企画段階から障害者の意見を反映させるなどの工夫を図っていきます。 ●イベントや各種活動を通じて障害者と地域住民の交流を促進します。
ボランティアの育成	●障害者の余暇活動を推進する団体やボランティアを育成します。
障害者スポーツ等の推進･啓発	●庁内関係各課と連携し、障害者スポーツの普及啓発に努めます。 ●町立温泉病院内に設置されている「スポーツ・温泉医学研究所」と連携し、障害者スポーツへの支援を図ります。 ●障害者スポーツに関心を持ってもらえるように、和歌山県障害者スポーツ協会等と連携し、同協会が実施する障害者スポーツ教室等において、競技や選手の紹介を推進します。

施策３　コミュニケーション支援の充実

取り組み	内容
意思疎通支援事業の周知と活用の推進	●「障害者総合支援法」に基づき、聴覚障害や視覚障害等により、意思疎通が困難な方の円滑なコミュニケーションを支援します。 ●手話奉仕員養成講座を通して、幅広い人材育成に努めます。
コミュニケーションボードの普及と活用	●知的障害や発達障害、精神障害等、自分の考えや感情を表現することが苦手な人に対して、町内の主要な場所に絵や写真等を用いたコミュニケーションボードを設置し、活用の促進を図ります。

施策４　交通・移動等の支援

取り組み	内容
移動支援の充実	●多様なニーズに応えるため、事業所と連携し、移動支援事業や移送サービス等の充実に向けた体制の整備を図り、障害者の外出を支援します。
主要施設への交通手段の確保	●電車・バス・タクシー等の公共交通機関について、障害者の立場に立った環境やサービスが提供されるよう、事業者と連携しながら取り組みます。
バリアフリーの推進	●道路や公園、駅等を誰もが利用しやすくするため、障害者の利用状況やニーズ等を把握し、歩道の整備や段差の解消、点字ブロックの敷設、手すりやベンチの設置等について計画的に進めます。

基本目標２　障害への理解や配慮の促進　～こころのバリアフリーの実現～

施策１　障害に対する適切な配慮と理解促進

取り組み	内容
地域における障害者理解	●各地区の区長、民生委員・児童委員等をはじめ、地域住民に対して障害への理解促進・啓発に向けた取り組みを実施し、地域における障害者理解を深めます。
職員対応要領	●庁内において障害に対する適正な配慮と対応が図れるよう、職員対応要領の周知に取り組むとともに、コミュニケーションカードの活用を促進し、職員の意識と資質の向上を図ります。
職員に対する合理的配慮の周知	●窓口等における障害者への適切な対応を図るため、障害者への配慮について学ぶ研修等を通じて理解を促進します。
障害者の選挙に対する支援	●投票所となる会場のバリアフリー化や点字投票への対応等、障害者が投票しやすい環境を整備するとともに、移動支援の充実等、障害者の投票行動についての適切な支援を行います。

施策２　誰に対してもわかりやすい広報の提供

取り組み	内容
誰もがわかりやすく、利用しやすい情報提供体制の整備	●町ホームページや町広報紙、行政放送等の公的な情報発信の方法については、誰もが利用しやすく、情報が得やすい工夫を凝らします（ユニバーサルデザイン）。 ●町の情報や手話に関する内容等について、可能な限り掲載します。
障害児者支援に対する広報の充実	●行政、関係団体及び自主グループ等が実施する様々な取り組みについて、町広報紙や行政放送、町ホームページに加え、各種パンフレットを活用した必要な人に必要な情報が的確に届くように、情報提供を行います。

施策３　思いやりのある地域社会の醸成

取り組み	内容
学校教育との連携による障害者及び障害施設等との交流機会の増加	●障害者及び障害児との触れあいの場を設けるため、町教育委員会や学校関係者、障害福祉施設等の協力のもと、職業体験学習等の機会を活用して若年層の「こころのバリアフリー」を推進します。
地域の支え合いによるインフォーマルサービスの充実	●地域における障害者理解の促進を図ることに加えて、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア、ＮＰＯ等と連携し、地域での支え合いのネットワークづくりに取り組みます。

基本目標３　地域生活の実現に向けた生活支援　～生活支援・医療の充実～

施策１　福祉サービスの充実

取り組み	内容
障害福祉サービスの充実	●障害者の安定した生活を支援するため、様々なニーズに対応した支援の充実を図るほか、法令で定められた障害福祉サービスに限らず、地域や事業所等の理解と協力を得て障害者の立場に立った支援の充実についても検討します。
障害児福祉サービスの充実	●必要な支援を受けながら地域で学び、育つことができるよう、障害児の特性やニーズに応じたサービス提供体制の維持に努め、柔軟な対応を図ります。
福祉人材の確保と育成	●福祉サービスの充実に向けて、福祉人材の養成に努めます。 ●新宮・東牟婁圏域自立支援協議会等を活用し、福祉サービス事業所の職員を対象とした研修等を支援し、資質の向上を図り、様々なサービスの質的向上を目指します。
福祉サービスや町内各施設の広報	●利用できるサービスや事業所について、わかりやすい情報提供に努めます。 ●障害福祉サービスに特化したパンフレットの作成及び配布を行います。
障害者家族への支援	●在宅支援サービスを利用しやすくするとともに、適切な相談支援、レスパイト（一時的な休息）の支援、経済的な支援等の充実を図り、家族への負担を軽減するよう取り組みます。 ●家族会等の当事者活動を通じた支え合いが進められるよう、行政やサービス事業所等との協議の場を設けるなど、活動への支援を推進します。

施策２　医療と福祉の連携強化

取り組み	内容
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	●各関係機関、事業所との情報共有を進めるととともに、新宮・東牟婁圏域自立支援協議会の活動を支援し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めます。
医療と福祉の連携	●町立温泉病院をはじめとする医療機関との連携を図り、地域で必要な医療的ケアが受けられる体制の維持に努めます。
こころの健康の推進と啓発	●各種健康教育等の充実を図るとともに、「こころのサポーター養成研修」等を通じて、こころの健康について普及啓発を図ります。
健康づくりの推進	●歩行等の運動により健康を維持・増進し、住民一人ひとりが主体的に健康づくりや健康管理ができるよう、啓発活動を推進します。 ●障害者の健康づくりに焦点を当てた啓発、取り組み内容についても検討を進めます。

施策３　リハビリテーション体制の充実

取り組み	内容
リハビリテーションの啓発	●自立していきいきとした生活を送れるよう、リハビリテーションの重要性について啓発に努めます。
療育･精神障害に対するリハビリテーションの充実	●障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、自立訓練、生活訓練と連携した生活力の向上のためのリハビリテーションの充実に努めます。
退院後の切れ目ない支援	●障害者が退院後、安心して地域で生活できるよう、入院中から病院と情報共有を図り、適切なサービスにつなげられるよう医療との連携に努めます。 ●退院後も相談支援事業所や保健師等が情報を共有し、関わっていくことで、切れ目のない支援に努めます。
地域包括ケアシステムの充実	●医療との連携を深め、障害者の状態に応じたリハビリテーションを実施することで自立度の高い生活ができるよう努めます。

施策４　難病患者や発達障害者、発達障害児への支援

取り組み	内容
難病患者への支援の啓発	●保健所と連携し、障害者手帳を所持しない難病患者についても、要件を満たせば障害福祉サービスを利用できることの周知に取り組むとともに、町ホームページやパンフレットを作成し、周知を図ります。
難病患者に対する療育支援	●難病患者等の療育生活を支援するため、保健・医療・福祉における各種サービスを充実するとともに、関係機関との連携を図り、支援状況の把握に努め、訪問指導等の支援体制の充実に努めます。
難病患者に対する支援	●障害福祉サービス等の提供にあたっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した支援に努めます。 ●サービス等に変更が生じた場合は迅速な対応に努めます。
関係団体との連携	●難病患者や発達障害者等に対する支援や振り返り等の内容等について、関係機関等との連携を図ります。
発達障害児とその家族に対する支援	●発達のつまずきや障害児への支援・訓練、家族への相談・指導等が充実するよう、関係機関や事業所等と連携して支援体制の構築を目指します。

基本目標４　教育と保育の充実 ～障害児に対する教育の充実～

施策１　障害に応じた保育・教育の充実

取り組み	内容
教育機関同士の 連携強化	●障害児の保護者と学校・保育所等がケース会議等の協議を通じて情報を共有し、連携の強化を図ります。
「つなぎ愛シート」の活用	●継続的な支援を行うため、庁内関係各課、関係機関等が「つなぎ愛シート」の意義や目的を共有し、活用しながら連携を図ります。 ●学校教育修了者に対しても切れ目のない支援を行います。
加配職員の配備	●様々な障害児に対応した保育を推進するため、ニーズや障害の程度に応じて保育士を加配するとともに、スキル向上のための研修等の機会の充実に努めます。
発達障害児への 教育支援	●発達障害児への療育・保育や教育の支援を保育士・教職員、児童・生徒、保護者等の理解を得ながら推進します。

施策２　インクルーシブ教育の推進

取り組み	内容
教育場面における 合理的配慮の推進	●インクルーシブ教育の実現に向け、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じて、設置者、学校と本人、保護者間で可能な限り合意形成を図った上で提供するように努めます。

基本目標５　安全・安心なまちづくりの推進 ～防災・防犯、権利擁護の充実～

施策１　防災・防犯への対応

取り組み	内容
避難行動要支援者への支援	●誰もが災害時に安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援や、その後の安否確認ができるよう必要な体制整備を推進します。 ●日頃から避難訓練等の機会を通じ、防災意識を身につけられるように取り組みます。
障害者に対応した避難訓練の実施	●障害者等が安心して避難生活を送れるよう、各避難所での配慮についての理解や訓練を自主防災組織等と連携して推進します。
福祉避難所の確保･充実	●指定避難所での避難生活が困難な人のため、福祉避難所の確保に向けて事業所等と連携して取り組みます。 ●災害発生時に介護や医療的ケア等の支援が円滑に実施できるよう、必要な備品、資材を整備するとともに、関係機関との連携に努めます。 ●福祉避難所については、広域的な取り組みも視野に入れながら確保に努めます。
消費者トラブルの防止	●障害者の消費者トラブルに関する情報の収集や発信を行うとともに、必要な情報提供を行い、障害者の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

施策２　障害者への権利擁護と虐待の防止

取り組み	内容
成年後見制度利用支援事業の周知	●成年後見制度について町広報紙や町ホームページ等を通じて周知に努めます。 ●市町村申立てや、それに係る支援についてわかりやすく説明し、必要な手続き方法等について周知・啓発に努めます。
日常生活自立支援事業の充実	●日常生活自立支援事業について町広報紙や町ホームページ等を通じて周知に取り組み、必要な人に情報が届くよう努めます。 ●判断能力が十分でない人が、地域で適切なサービスを受けられるよう、日常生活自立支援事業（社会福祉協議会の事業）を通して相談や福祉サービスの利用援助を行うとともに、金銭管理サービス等の権利擁護を支援します。

取り組み	内容
障害者への虐待防止	●「障害者虐待防止法」を踏まえた取り組みを推進していくため、広く啓発を行い防止に努めるとともに、虐待に関する相談や通報に迅速に対応できるよう、関係機関と連携・情報共有を密にし、問題解決に向けて取り組みます。

第５章　第７期障害福祉計画

第１節　成果目標及び活動指標

（１）施設入所者の地域生活への移行

■第６期計画の進捗状況

項目	令和５年度末 目標値	令和４年度末 実績値
地域生活移行者数	２人	１人
施設入所者数	１人 （入所者数：29 人）	０人 （入所者数：30 人）

■国の基本指針

①地域生活に移行する人数	
考え方	令和４年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。
②施設入所者数の削減	
考え方	令和４年度末時点の施設の入所者数の５％以上削減することを基本とする。

■本町における成果目標

項目	目標値	考え方
①地域生活に移行する人数	２人	令和４年度末時点での施設入所者数は 30 人であり、国の指針に基づいて算出した２人を第７期計画における目標値として設定する。
②施設入所者数の削減	２人	令和４年度末時点での施設入所者数は 30 人であり、国の指針に基づいて算出した２人を第７期計画における目標値として設定する。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■本町における活動指標

項目	目標値	考え方
市町村毎の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況	維持継続	新宮・東牟婁圏域自立支援協議会を中心として設置済み。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	６回／年	令和６年度から令和８年度の各年度で６回ずつ、合計 18 回の開催を目標値として設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	19 人	地域の保健、医療及び福祉に関する 19 の団体や関係機関から参加する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	２回／年	令和６年度から令和８年度の各年度で２回ずつ、合計６回の開催を目標値として設定する。

項目	単位	計画値		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
精神障害者の地域移行支援	人	1	2	2
精神障害者の地域定着支援	人	1	2	2
精神障害者の共同生活援助	人	7	8	8
精神障害者の自立生活援助	人	1	2	2
精神障害の自立訓練（生活訓練）	人	1	2	2

（３）地域生活支援の充実

■第６期計画の進捗状況

項目	令和５年度末 目標値	令和４年度末 実績値
地域支援拠点等の確保の有無	有	有
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	１回／年	１回／年

■国の基本指針

①地域生活支援拠点等の充実	
考え方	令和８年度末までの間、各市町村または各圏域において地域生活拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
②強度行動障害を有する者への支援体制の整備	
考え方	強度行動障害を有する者に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

■本町における成果目標

項目	目標値	考え方
①地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	維持継続	地域生活支援拠点等については、新宮・東牟婁圏域で１か所設置済のため、国の指針に基づき、今後も支援体制を維持継続する。また、機能の充実に向けた検証及び検討については、今後も年１回以上実施する。
②強度行動障害を有する者への支援体制の整備【新規】	実施	令和８年度末までに、強度行動障害を有する者に関し、圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備に向けた検討を進める。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

■第６期計画の進捗状況

項目	令和５年度末 目標値	令和３年度末 実績値
①-１ 一般就労への移行者数	２人	０人
①-２ 就労移行支援事業等における移行者数	２人	０人
②-１ 就労継続支援Ａ型事業における移行者数	０人	０人
②-２ 就労継続支援Ｂ型事業における移行者数	０人	０人
③就労定着支援事業所の利用者数	２人	１人
④就労定着率８割以上の事業所数	―	―

■国の基本指針

①一般就労への移行者数

考え方	令和３年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上が令和８年度中に一般就労に移行することを基本とする。

ア．就労移行支援事業

考え方	令和３年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。

イ．就労継続支援Ａ型事業

考え方	令和３年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上とすることを基本とする。

ウ．就労継続支援Ｂ型事業

考え方	令和３年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。

②就労移行支援事業所数

考え方	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を５割以上とすることを基本とする。

③就労定着支援事業所利用者数

考え方	令和３年度の就労定着支援の利用実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。

④就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所の割合

考え方	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の 25%以上とすることを基本とする。

■本町における成果目標

項目	目標値	考え方
①一般就労への移行者数	２人	令和３年度の一般就労への移行者数の実績は０人であり、令和５年度末までの数値目標が達成されないと見込まれるため、国の指針に基づき、第６期計画と同等の目標を設定する。
①-ア　就労移行支援事業における移行者数	２人	令和３年度の就労移行支援事業における移行者数の実績は０人であり、令和５年度末までの数値目標が達成されないと見込まれるため、国の指針に基づき、第６期計画と同等の目標を設定する。
①-イ　就労継続支援Ａ型事業における移行者数	０人	新宮・東牟婁圏域での移行者は少なく、国の指針を基に算出すると実態と合わないため、①の就労移行者数全体で捉え、０人に設定する。
①-ウ　就労継続支援Ｂ型事業における移行者数	０人	新宮・東牟婁圏域での移行者は少なく、国の指針を基に算出すると実態と合わないため、①の就労移行者数全体で捉え、０人に設定する。
②就労移行支援事業所数	―	町内に就労支援事業所がないため、目標値は設定しない。
③就労定着支援事業所利用者数	２人	令和５年度末までの数値目標が達成されないと見込まれるため、国の指針に基づき、第６期計画と同等の目標を設定する。
④就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所の割合	―	新宮・東牟婁圏域において１事業所のみであるため、目標値は設定しない。

（５）相談支援体制の充実・強化等

■第６期計画の進捗状況

項目	令和５年度末 目標値	令和４年度末 実績値
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の確保	維持継続	有

■国の基本指針

相談支援体制の充実・強化等	
考え方	令和８年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び基幹相談支援センターを設置することを基本とする。また、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

■本町における成果目標

項目	目標値	考え方
基幹相談支援センターの設置	維持継続	既に設置済であるため、今後は地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
協議会の体制の確保 【新規】	実施	新宮・東牟婁圏域地域自立支援協議会の相談部会等において、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等を行う。

■本町における活動指標

項目	単位	計画値		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センターの設置	か所	2	2	2
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導･助言件数	件	60	60	60
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	65	65	65

項目	単位	計画値		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回	520	520	520
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	6	6	6
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数	回	6	6	6
	事業所・機関数	10	10	10
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	部会	4	4	4
	回	24	24	24

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■第６期計画の進捗状況

項目	令和５年度末 目標	令和４年度末 実績
サービスの質の向上を図るための体制構築	各種研修への参加を促進するための取り組みを実施する。	職員の資質向上のため各種研修会へ参加した。

■国の基本指針

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
考え方	令和８年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

■本町における成果目標

項目	考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	引き続き、各種研修への参加を促進するための取り組みを実施し、障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築する。

■本町における活動指標

項目	目標値	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	２人／年	令和６年度から令和８年度の各年度で２人ずつ、合計６人が研修へ参加することを目標値として設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	１回／年	令和６年度から令和８年度の各年度で１回ずつ、合計３回審査結果を共有することを目標値として設定する。

第２節　障害福祉サービス等の見込み量

（１）訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護 （ホームヘルプ）	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動の支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的・精神障害により行動に著しい困難を有し常時介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■見込量と確保策

サービス名	単位	実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅介護	時間／月	378	434	422	410
	人／月	36	35	34	33
重度訪問介護	時間／月	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0
同行援護	時間／月	21	29	29	29
	人／月	3	3	3	3
行動援護	時間／月	2	2	2	2
	人／月	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0
合計	時間／月	401	465	453	441
	人／月	40	39	38	37

※令和５年度は９月までの実績からの推計値

サービス事業者に対して、事業展開に参考となる情報の提供等を行い、多様な事業者の参入を促進します。特に「重度障害者等包括支援」などのサービスについては、利用者のニーズを的確に把握、検討し、必要がある場合にはいつでもサービス提供ができる体制を確保し、安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

（２）日中活動系サービス（介護給付）

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■見込量と確保策

サービス名	単位	実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
生活介護	人日／月	1,121	1,143	1,164	1,186
	人／月	52	53	54	55
療養介護	人／月	4	4	4	4
短期入所（福祉型）	人日／月	11	24	30	36
	人／月	3	4	5	6
短期入所（医療型）	人日／月	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0

※令和５年度は９月までの実績からの推計値

サービス事業者に対して、事業展開に参考となる情報の提供等を行い、多様な事業者の参入を促進します。

緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービスが質と量の両面で確保できるよう、医療機関やサービス事業者と協議・調整を行います。

（３）日中活動系サービス（訓練等給付）

サービス名	内容
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A 型：雇用型、B 型：非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障害者の希望や能力・適正に応じて就労先の選択への支援を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害者の就労を支援します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者について、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

■見込量と確保策

サービス名	単位	実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自立訓練（機能訓練）	人日／月	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日／月	38	38	38	38
	人／月	3	3	3	3
就労移行支援	人日／月	7	13	13	13
	人／月	1	1	1	1
就労継続支援（A 型）	人日／月	119	136	153	170
	人／月	7	8	9	10
就労継続支援（B 型）	人日／月	1,023	1,126	1,159	1,192
	人／月	66	68	70	72
就労選択支援	人日／月	－	－	2	2
	人／月	－	－	2	2
就労定着支援	人／月	0	1	1	1

※令和５年度は９月までの実績からの推計値

「就労移行支援」については、事業を終了した後に一般企業等で働くことができるよう、ハローワーク等の関係機関と連携して、雇用先の確保や働き続けるための支援等に取り組みます。

「就労選択支援」については、障害者と事業者の適切なマッチングにつなげられるよう、機関や体制の整備に努めます。

「就労継続支援」については、工賃の確保にも留意していきます。

「就労定着支援」については、一般就労した障害者の定着を進めるため、多様な事業者の参入を促進します。

（4）居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■見込量と確保策

サービス名	単位	実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自立生活援助	人／月	1	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人／月	38	40	40	40
施設入所支援	人／月	29	30	29	28

※令和５年度は９月までの実績からの推計値

「自立生活援助」については、居宅に移った障害者の地域生活を促進するため、多様な事業者の参入を促進します。

「共同生活援助（グループホーム）」については、利用を希望される方が多いため、サービス事業者の事業展開に参考となる情報の提供等を積極的に行い、多様な事業者の参入を促進するとともに、空き家等の活用を検討していきます。

また、福祉の職場のやりがいや魅力を発信するなど、福祉人材の確保に努め事業者が参入しやすい体制を整備します。

「施設入所支援」については、現在、入所希望者及び待機者が多い状況となっている一方で、成果目標において施設入所者の削減が求められており、自立支援協議会とも連携して進めていきます。

（５）相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に対し、サービス利用計画の策定、サービス等の利用状況のモニタリング、事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等に対応します。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等に対応します。

■見込量と確保策

サービス名	単位	実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画相談支援	人／月	57	60	63	66
地域移行支援	人／月	1	1	1	1
地域定着支援	人／月	1	1	1	1

※令和５年度は９月までの実績からの推計値

「計画相談支援」については、指定特定相談支援事業者となるサービス事業者の参入を積極的に行い、サービス利用支援や継続サービス利用支援を計画的に実施します。

「地域移行支援」・「地域定着支援」については、施設や病院等の長期入院していた障害者のうち退所・退院を希望する障害者に対する支援であり、実施にあたっては関係機関と連携して必要定員を確保していきます。

（６）地域生活支援事業（必須事業）

１．相談支援事業

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障害者や家族等の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。
基幹相談支援センター機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、支援が必要な障害者等に対して不動産業者に対する物件あっせん依頼や、家主等との入居契約手続き支援等の入居支援、利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう、サポート体制の調整を行います。

■見込量と確保策

サービス名	単位	実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害者相談支援事業	実施の有無	有（3）	有（3）	有（3）	有（3）
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	有（2）	有（2）	有（2）	有（2）
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	有（3）	有（2）	有（2）	有（2）

※表中の（）の数値は実施か所数

障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、自立支援協議会等との連携及び活用を図り、専門的な相談対応と地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。また、相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの機能充実を図り、地域の人材育成や相談支援体制の整備に努めます。

２．成年後見制度利用支援事業

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者等に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図る事業です。 知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な方で、本人や家族ともに申立てを行うことが難しい場合などは、町長が代わって申立てを行います。 また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

■見込量と確保策

単位		実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数	人	2	3	3	3

継続して事業を行い、障害者に必要な援助として権利擁護の取り組みを進めていきます。

町広報紙やホームページを利用するなど、成年後見制度の周知に努めるとともに、制度の内容や必要な手続き等についても周知・啓発に努めます。

３．意思疎通支援事業

サービス名	内容
意思疎通支援	聴覚・言語機能・音声機能、視覚その他の障害のため意思の疎通を図ることに支障がある障害者等に、意思の疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

■見込量と確保策

単位		実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数	人	54	60	60	60

現状の体制を確保しつつサービスの提供に努めます。

４．移動支援事業

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に移動を支援する事業です。

■見込量と確保策

単位		実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用時間	時間／月	172	157	157	157
利用者数	人	34	31	31	31
実施か所数	か所	9	9	9	9

障害の特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、事業者へ周知し参入の促進に努めます。引き続き、潜在的ニーズを把握し見込量の確保に努めるとともに、余暇活動や文化活動等の多様なニーズに対応し、障害者の社会参加を促進するため、サービスの充実を図ります。

５．日常生活用具給付等事業

介護訓練支援用具や自立支援用具等の日常生活用具を給付・貸与し、日常生活の便宜や福祉の増進を図る事業です。

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■見込量と確保策

サービス名	単位	実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護・訓練支援用具	件	1	1	1	2
自立生活支援用具	件	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2	2
排泄管理支援用具	件	542	542	542	542
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	1	1	2

障害者が安定した日常生活を送るため、利用希望者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に努めます。また、広報や相談支援事業などを通じて、必要な方への周知と利用促進に努めます。

６．地域活動支援センター機能強化事業

サービス名	内容
地域活動支援センター機能強化事業	障害者に対する身近な地域での創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進等を行う「地域活動支援センター」の機能を充実・強化し、障害者の地域生活支援の促進を図る事業です。

■見込量と確保策

サービス名	単位	実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
機能強化事業	か所	1	1	1	1
	人	22	22	22	22

地域活動支援センターに通うことができる障害者の把握に努め、活動内容の充実を図ります。

７．手話奉仕員養成研修事業

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。

■見込量と確保策

単位		実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
修了者数	人	23	24	25	26

現状の体制を確保し、手話による支援に従事できる人材の確保に努めます。

８．理解促進研修・啓発事業

サービス名	内容
理解促進研修･啓発事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、研修や啓発活動を通じて地域の住民への働きかけることで、障害者等への理解を深め、共生社会の実現を図ることを目的として実施する事業です。

■見込量と確保策

本事業は現在実施していませんが、今後は、普及・啓発を目的とした広報紙やホームページに情報を記載するなど、人材不足を補い継続して実施することができる方法を検討します。

９．自発的活動支援事業

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的として実施する事業です。

■見込量と確保策

本事業は現在実施していませんが、今後は、関係する会議の場を活用するなど需要を的確に把握し、必要であれば障害者等やその家族が互いの悩みを共有できる場を提供するなど、事業の実施を検討します。

10．成年後見制度法人後見制度事業

サービス名	内容
成年後見制度法人後見制度事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的として実施する事業です。

■見込量と確保策

本事業は現在実施していませんが、今後は、会議の場の活用や関係団体との情報共有を行いながら地域の実情に応じた実施方法を検討します。

（7）地域生活支援事業（任意事業）

1．日中一時支援事業

サービス名	内容
日中一時支援事業	日中に一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して、日中活動の場を提供することにより、障害者の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。

■見込量と確保策

単位		実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数	人	3	3	3	3

現状の体制を確保し、障害者の社会参加を支援します。

2．自動車運転免許取得・改造助成事業

サービス名	内容
自動車運転免許取得・改造助成事業	障害者に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することで、就労その他の社会参加を促進する事業です。

■見込量と確保策

単位		実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数	人	0	1	1	1

現状の体制を確保し、障害者の社会参加を支援します。

３．地域生活支援拠点事業

サービス名	内容
緊急時受け入れ事業	地域で生活する対象者の急な体調不良や介護者の急病等による緊急保護が必要な場合などに、短期入所事業またはその他の法律に基づくサービスが利用困難な場合に、緊急一時的な受け入れのための居室の提供及び宿泊に伴う支援を行う事業です。
一人暮らし体験	「親亡き後」を見据えた将来的な自立や、病院・入所施設から地域での生活の移行にあたって、一人暮らしの体験の機会・場を提供し、一人暮らし等への生活の場の移行を支援する事業です。
コーディネート事業	地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るためのコーディネーターを配置し、調整や介護等必要な支援を行う事業です。

■見込量と確保策

サービス名	単位	実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
緊急時受け入れ事業	人	0	1	1	1
一人暮らし体験	人	0	1	1	1
コーディネート事業	人	0	1	1	1

現状の体制を確保し、障害者の社会参加を支援します。

第６章　第３期障害児福祉計画

第１節　成果目標及び活動指標

（１）障害児支援の提供体制の整備等

■第６期計画の検証

項目	令和５年度末 目標値	令和４年度末 実績値
児童発達支援センターの設置	維持継続	１か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	維持継続	有
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	維持継続	設置済
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	維持継続	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	未配置

■国の基本指針

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	
考え方	令和８年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。
②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	
考え方	地域の障害児通所支援事業所等や保育所等訪問支援等を活用しながら、令和８年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	
考え方	令和８年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。

④医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	
考え方	令和８年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■本町の成果目標

項目	目標値	考え方
①児童発達支援センターの設置	維持継続	既に設置済みであるため、今後は機能強化に向けて、維持継続を図る。
②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向けて、保育所等訪問支援等を実施しながら、新宮・東牟婁圏域自立支援協議会の子ども部会において協議を進めていく。
③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	維持継続	既に設置済であるため、今後も維持継続する。
④医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	維持継続	既に設置済であるため、今後も維持継続する。
⑤医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	令和６年度から配置予定であり、配置後も維持に努める。

第２節　障害児福祉サービス等の見込量

（１）児童発達支援

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

■見込量と確保策

サービス名	単位	実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援	人日／月	223	301	289	277
	人／月	14	12	11	10

サービス事業者に対して、事業展開に参考となる情報の提供等を行い、多様な事業者の参入を促進します。

緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービスが質・量両面で確保できるよう、医療機関やサービス事業者と協議・調整を行います。

（２）放課後等デイサービス

サービス名	内容
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、授業の終了以後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進のための支援を行います。

■見込量と確保策

サービス名	単位	実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
放課後等デイサービス	人日／月	528	574	631	694
	人／月	34	37	40	44

ニーズの高いサービスであり、サービスの提供体制を拡大できるよう、サービス事業者の確保に努めます。

（3）保育所等訪問支援

サービス名	内容
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に対して、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

■見込量と確保策

サービス名	単位	実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
保育所等訪問支援	人日／月	2	4	5	6
	人／月	2	4	5	6

現状の体制を確保し、障害の有無にかかわらず、子どもたちが共に生活できる環境づくりを進めます。

（4）居宅訪問型児童発達支援

サービス名	内容
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■見込量と確保策

サービス名	単位	実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅訪問型 児童発達支援	人日／月	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0

現状ではサービスの利用はありませんが、ニーズがあった場合に適切にサービス提供できるよう体制の確保に努めます。

（５）障害児相談支援

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する全ての児童に障害児支援利用計画を作成し、見直しを図ることにより、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたマネジメントを行います。

■見込量と確保策

サービス名	単位	実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害児相談支援	人／月	17	19	22	25

自立支援協議会を軸として障害児相談支援事業者と連携し、事業を実施していきます。

また、各機関と緊密な連携を図り、就学時及び卒業時の支援が円滑に引き継がれるよう、提供体制の確保に努めます。

（６）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置

サービス名	内容
コーディネーターの設置	医療的ケアを必要とする児童に関して、他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。

■見込量と確保策

サービス名	単位	実績（見込）	計画値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
コーディネーターの設置数	人	0	1	1	1

医療的ケア児が必要とする各分野の支援の利用を調整できるコーディネーターを確保するため、主に相談支援専門員を対象に各種研修等への参加を促します。

第７章 計画の推進体制

第１節　住民、団体、圏域との連携による計画の推進

（１）計画の住民への周知・情報伝達

本計画書の配布やホームページでの公表等により、本計画を広く住民に周知します。特に障害者及び障害児に関する理解・啓発を進めるための取り組みや、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取り組みは、地域との連携と協働が不可欠です。関係各課との連携のもとで重点的な広報を行います。

（２）新宮・東牟婁圏域自立支援協議会

新宮・東牟婁圏域自立支援協議会において、相談支援事業者の育成や困難事例への対応についての調整、ネットワークの構築等を行います。

また、各種関係機関の有する情報やノウハウの共有化、地域の社会資源の開発・改善、各種サービス従事者の技能向上を図るための研修への参加促進等、積極的に取り組みます。

（３）サービス提供事業所の育成・確保

障害福祉サービス等の充実を図るため、利用者のニーズを把握するとともに、サービス提供事業所等へ各種の情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。

また、利用者がサービス提供事業所を選択できるよう、事業所情報の提供を行います。

（４）県との連携

障害福祉サービスで広域的な対応が望ましいものについて、県とともに連携して提供体制の充実に取り組みます。

（５）団体、事業者、その他関係機関との連携

本計画を推進していくため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会、地域団体、当事者団体、各事業者、町立温泉病院をはじめとする医療機関との連携強化を図ります。

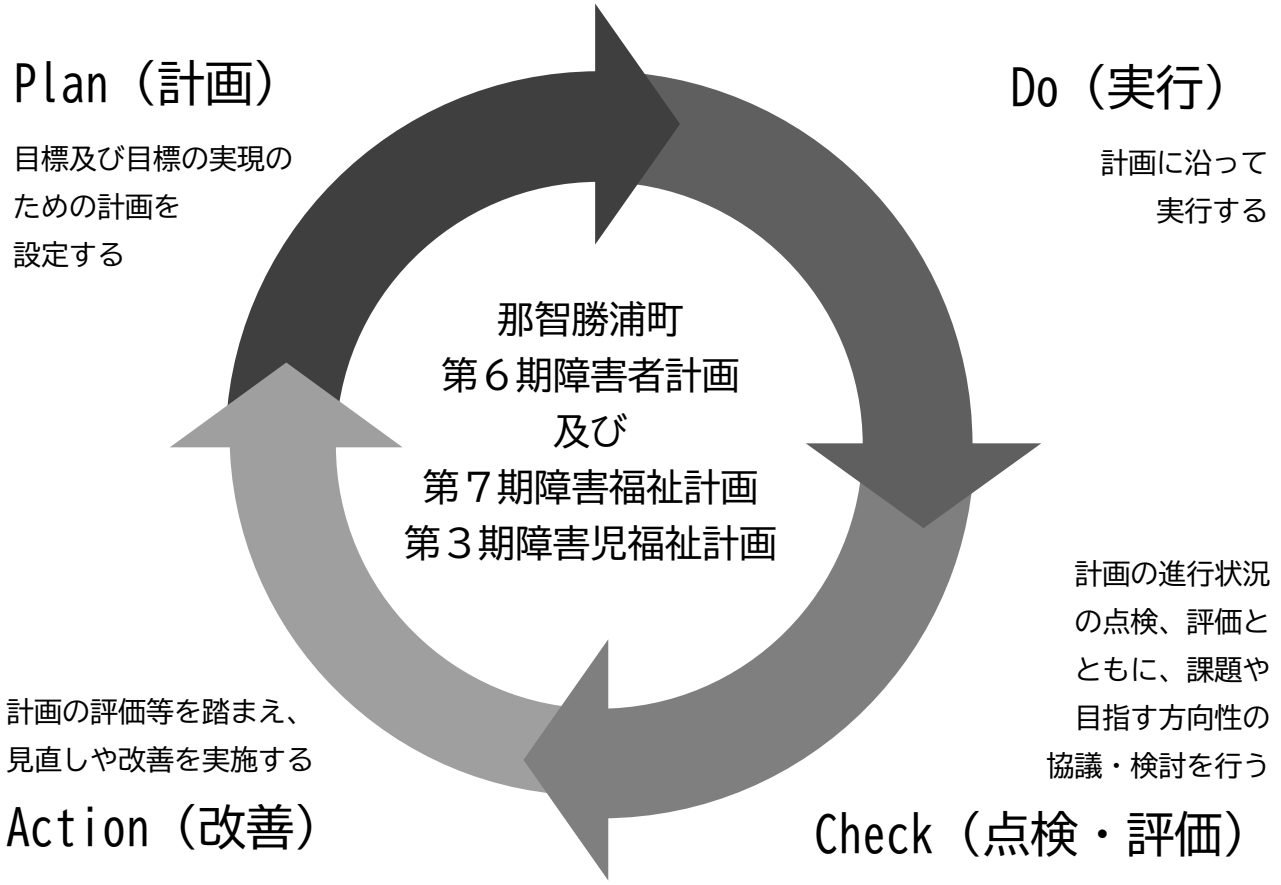
第２節　進捗管理・評価

計画についての実行性を高め、円滑で確実な実施を図るため、適切な進行を管理する体制が必要です。

進行管理は「PDCA サイクル」の考え方に基づき、施策等の改善点を明らかにし、今後の施策の充実に活かします。

また、各種施策の推進状況については庁内における検証体制を強化し、実効性のある施策の検討を随時行います。本計画において見込んだ各種障害福祉サービスの見込値については、計画の改訂年度である令和８年度に見直し、実情に即した数値を再度定めます。

■計画の進行管理の PDCA サイクル



第８章 資料編

第１節　用語集

用語		解説
数字	２歳６か月児歯科健診	乳幼児期からの歯と口の健康を守り、齲歯や歯周病等疾患を予防するために実施するもので、口腔機能発達の支援、あわせて全身の発達を視野に入れた支援を目的とした健診。
あ	医療的ケア	たんの吸引や鼻等から管を通して栄養剤を流し込む経管栄養等、在宅で家族が日常的に行っている介助行為のこと。医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」という。 基本的に「医師」「看護師」「保護者」のみが医療的ケアを行える。平成 16 年以降、看護師が配置された特別支援学校において、教員が①たんの吸引、②経管栄養、③導尿補助ができるようになった。
	インクルーシブ教育	「子どもたちは一人ひとりが多様である」ということを前提に、障害の有無に関わりなく誰もが、望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常教育で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。 「一人ひとりに丁寧な教育」と「みんなで一緒に学ぶ」の両方の実現を目指す教育理念。
	インフォーマルサービス	法令で定められ、事業所等によって行われる公式な支援（「フォーマル」サービス）の反対で、地域や個人のニーズに合わせて柔軟に支援を行う、法令に定められてはいないサービスのこと。
か	加配保育士	障害児に対し、集団生活を送る上での援助や基本的生活習慣を身に着けるために、より丁寧な援助を行う保育士のこと。
	官公需	自治体等が物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事等の発注をしたりすること。
	基幹相談支援センター	地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関との連携支援を行う機関であり、基幹相談支援センター自体も、障害者等の相談、情報提供、助言を行う。
	共生社会	障害の有無や性別、年齢に関わらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができる社会。
	グループホーム	「共同生活援助」のこと。障害者等が集まって、スタッフの援助を受けながら、一般住宅等で暮らす居住形態。平成 26 年４月から、ケアホーム（共同生活介護）がグループホームに統合された。

用語		解説
か	ケース会議	支援の必要な子ども等に対し、担任の先生一人で抱えず、他の先生や保護者、外部の専門家等を交えて、支援のあり方を検討する会議。 教育分野に限らず、あらゆる分野で開催される。
	権利擁護	自分の権利を表明することが困難な知的障害者や精神障害者、認知症高齢者等の権利や要求の表明を支援し、代弁する取り組み。
	工賃	就労継続支援（Ｂ型）における労働に対する賃金に相当するもので、ものづくり（製造や加工）による対価に限定するものではない。 就労継続支援（Ｂ型）においては、就労者に対して事業収入から、必要経費を引いた金額を「工賃」として支払わなければならないと定められている。
	合理的配慮	個別の状況に応じて講じられるべき措置であり、例えば、乗り物への乗車にあたっての手助けや、筆談・読上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション対応、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられる。
	コミュニケーションボード	知的障害者、発達障害者、精神障害者等の中には、言葉によるコミュニケーションを苦手とする人がおり、そうした人たちの思いや考えを絵や記号等を活用して意思の疎通を図る支援道具。
さ	指定避難所	災害の危険があり、避難した住民等が災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した施設。
	児童発達支援センター	地域の障害児に対し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への対応のための訓練を行う施設。
	市民後見人	親族以外の住民による後見人で、専門職の後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない人の金銭管理や日常生活における契約等を本人に代わって行う。
	社会的障壁	日常生活や社会生活を営むうえで障壁となる事物、制度、慣行、観念その他一切のこと。建物の段差等ハード面だけでなく、障害者に対する差別的な考え方等、ソフト面の障壁も含む。
	障害支援区分	障害の多様な特性と、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すもので、「非該当」から「区分６」までに分けられる。

用語		解説
さ	障害児支援利用計画	サービス利用者を支援するための中心的な計画で、児童の解決すべき課題や支援方針、利用するサービス等が記載される。
	職員対応要領	事務や事業を行うに当たり、職員一人ひとりが障害及び障害者に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための対応要領のこと。 （「障害者差別解消法」第 10 条第１項に基づく）
	自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。 「精神通院医療」「更正医療」「育成医療」がある。
	成年後見制度	判断能力が低下した認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等を法的に保護し、支援するため、平成 12 年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が、本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。
た	地域生活支援拠点	地域における居住支援のための機能強化として、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の抱える課題に対し、居住支援のための５つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を有する拠点。 整備体制には、５つの機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」と、地域において機能を分担する「面的整備型」等が考えられる。
	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、医療・介護・福祉・生活支援等が連携し、支援が一体的に提供できるサービス提供体制のこと。
	地域包括支援センター	各区市町村に設置される、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関。
な	那智勝浦町 バリアフリー基本構想	平成 24 年に策定された、那智勝浦町重点整備地区について、バリアフリー化にかかる事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想。
	南紀のこころの医療・保健・福祉をなんとかしようらネットワーク	精神障害者の社会参加の促進・ノーマライゼーションを促進するために互いの理解を深め、地域支援ネットワークを構築することを目的として、平成 18 年４月に東牟婁地域の精神医療保健福祉関係者が集まり発足。 精神保健福祉研修会、勉強会・事例検討会の開催、精神保健福祉に関する啓発事業等を開催している。 通称「なんなんネット」。

用語		解説
な	日常生活自立支援事業	社会福祉協議会が実施する事業で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
は	発達障害	発達障害は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。（「発達障害者支援法」第１章第２条） なお、症状が軽い「アスペルガー症候群」等も含めて、「自閉症スペクトラム障害」と呼ぶこともある。
	バリアフリー化	障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。 段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。「社会的障壁の除去」とほぼ同義。
	避難行動要支援者	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。 （「災害対策基本法」第 49 条の 10） 平成 25 年の災害対策基本法の一部改正（平成 25 年６月）により、名簿の作成が義務付けられ、これに基づくものは「避難行動要支援者名簿」と呼び、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の避難の確保や安否確認等に活用する名簿のこと。
	福祉避難所	災害時に高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障をきたす人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。
	法人後見	社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人や NPO 法人等が後見人となり、判断能力が十分でない人の金銭管理や日常生活における契約等を本人に代わって行う。 法人が後見人となることで、継続性や長期的支援等が期待される。
	法定雇用率	官公庁や事業所において、常用での雇用が義務づけられた障害者雇用の割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている。

用語		解説
ま	民生委員・児童委員	「民生委員法」「児童福祉法」に基づいて地域に設置が定められ、住民の信頼を受けた地域の世話役として地域住民のよき相談相手となり、地域の高齢者や児童、障害者等、福祉サービスが必要な人のいる家庭が孤立しないよう、窓口として行政等につなげる役割を担う。
や	要約筆記	発言者の話を聞き、要約して文字で表すことで、その場の話の内容を伝える通訳のこと。
ら	ライフステージ	人の一生における様々な段階のこと。幼年期・児童期・青年期等年齢による区分だけでなく、結婚期・出産期・育児期・教育期等、生活環境の節目によっても分けられる。
	リハビリテーション	障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指し、単なる機能回復ではなく、「自分らしく生きる」ために行われるすべての活動をいう。
	療育	障害児が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。
	レスパイト	障害者や障害児の在宅ケアをしている家族に対し、一時的にケアを代替し、家族のリフレッシュを図る家族支援サービス。
わ	和歌山県地域リハビリテーション広域支援センター	一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会では地域リハビリテーションを「障害のある人々や高齢者及びその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々と共に、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療、保健、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言う。」と定義しており、地域リハビリテーション広域センターに求められる機能と役割は以下の６つを挙げている。 ①地域の実情に応じて、地域リハビリテーションを推進する。②圏域内の地域リハビリテーション推進のための中心的な役割を果たす。③圏域における課題を分析、県及び和歌山県リハビリテーション支援センターと共に事業計画を立案し、関係機関との連携のもとに推進する。④地域のリハビリテーション実施期間の従事者に対する技術支援を実施する。⑤地域リハビリテーション関係機関や地域住民に対し、福祉用具、住宅改修等の相談への対応等に係る支援を行う。⑥地域リハビリテーション関係機関や地域住民を対象に、地域リハビリテーションへの理解を深めるため、研修会、講演会等を行う。 （「和歌山県地域リハビリテーション連携指針」より）

第２節　事業所等一覧（新宮・東牟婁圏域）

※令和５年度時点

■相談支援

施設名	住所	法人名
指定相談支援事業所　ぷらす	新宮市新宮 3415-1	（福）熊野緑会
障害児者相談センターゆず	新宮市佐野 3 丁目 12 番 26 号	（福）美熊野福祉会
相談支援事業所ドレッセ	新宮市緑ヶ丘 1-2-4 メゾンドイ 1 階	（同）ドレッセ
ヴィータ	串本町高富 584	（同）アドバンス
東牟婁圏域障害児者相談支援事業所とも	串本町田原 700	（福）和歌山県福祉事業団
児童発達支援センター 通園くじら	那智勝浦町勝浦 342-2	（福）いなほ福祉会
相談室ラルゴ	那智勝浦町朝日 2-249	（NPO）ネオ

■居宅介護

施設名	住所	法人名
王子介護	新宮市熊野地 2-11-25	（有）王子
介護サービス・オーネット	新宮市新宮 3813-164	（有）オーネット
介護センター ピンポンパン新宮	新宮市井の沢 8 番 1 号	（有）ヒューマンメロディ
合同会社スマイル	新宮市蓬莱 3-2-27	（合）スマイル
さくら介護サービス	新宮市千穂 2-3-32	（有）さくら
さら介護サービス	新宮市別当屋敷町 6 番地 4	（有）さら
社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会	新宮市新町 3-2-4 新宮ステーション	（福）新宮市社会福祉協議会
ニチイケアセンター紀南	新宮市佐野 952-1 ぶるベリーマンション 1F	（株）ニチイ学館
ニチイケアセンター新宮	新宮市新宮 3720-1	（株）ニチイ学館
訪問介護えみ	新宮市緑ヶ丘 1-1-34 明洋ビジネスセンター3 号室	（合）英
訪問介護サービス 有限会社千寿	新宮市下田 2-2-33	（有）千寿
有限会社ひだまり	新宮市下田一丁目 1 番 24 号	（有）ひだまり
NPO 法人あいらんど	串本町二色 505 番地の 1	（NPO）あいらんど
串本タクシー 指定訪問介護事業所	串本町串本 1804 番地	串本タクシー（株）
串本町社会福祉協議会	串本町サンゴ台 783-7	（福）串本町社会福祉協議会

■居宅介護

施設名	住所	法人名
ケアホーム　やや	串本町串本 939	（有）熊野タイムス印刷
ヘルプセンターにしき園	串本町二色 160	（福）串本福祉会
訪問看護ステーション華	串本町串本 2418	（合）BLAIN TRUST
ホームヘルプはーとふれんど	串本町田原 700 番地	（福）和歌山県福祉事業団
もみじ介護ステーション	串本町出雲 1044-4	（株）もみじ
社会福祉法人 太地町社会福祉協議会	太地町太地 2991-1 多目的センター	（福）太地町社会福祉協議会
社会福祉法人 古座川町社会福祉協議会	古座川町川口 254-1	（福）古座川町社会福祉協議会
北山村社会福祉協議会	北山村大沼 312 北山村高齢者生活福祉センター	（福）北山村社会福祉協議会
あゆみ	那智勝浦町天満 1 丁目 75	（株）ライフサポート花夢衣
介護サービス　ベスト・ケア	那智勝浦町川関 392 番地	（有）やまちょう
社会福祉法人 那智勝浦町社会福祉協議会	那智勝浦町天満 1418-2	（福）那智勝浦町 社会福祉協議会
訪問介護そよかぜ	那智勝浦町宇久井 106-2	（有）あおぞら
有限会社　勝浦介護サービス	那智勝浦町北浜 2-51	（有）勝浦介護サービス

■行動援護

施設名	住所	法人名
訪問介護サービス 有限会社千寿	新宮市下田 2-2-33	（有）千寿
ホームヘルプはーとふれんど	串本町田原 700 番地	（福）和歌山県福祉事業団
介護サービス　ベスト・ケア	那智勝浦町川関 392 番地	（有）やまちょう

■同行援護

施設名	住所	法人名
介護センター ピンポンパン新宮	新宮市井の沢 8 番 1 号	（有）ヒューマンメロディ
さくら介護サービス	新宮市千穂 2-3-32	（有）さくら
社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会	新宮市新町 3-2-4 新宮ステーション	（福）新宮市社会福祉協議会
訪問介護サービス 有限会社千寿	新宮市下田 2-2-33	（有）千寿
ホームヘルプはーとふれんど	串本町田原 700 番地	（福）和歌山県福祉事業団
社会福祉法人 太地町社会福祉協議会	太地町太地 2991-1 多目的センター	（福）太地町社会福祉協議会

■同行援護

施設名	住所	法人名
社会福祉法人 那智勝浦町社会福祉協議会	那智勝浦町天満 1418-2	（福）那智勝浦町 社会福祉協議会
訪問介護そよかぜ	那智勝浦町宇久井 106-2	（有）あおぞら

■短期入所

施設名	住所	法人名
グループホームはまかぜ	新宮市新宮 3444-3	（福）和歌山県福祉事業団
杉の郷	新宮市熊野川町赤木 1522-1	（福）美熊野福祉会
杉の郷えぼし寮	新宮市高田 1642-1	（福）美熊野福祉会
なぎの木園作業所	新宮市木ノ川 703	（福）熊野緑会
古座あさかぜ園	串本町上田原 1237	（福）和歌山県福祉事業団
ショートステイにしき園	串本町二色 160	（福）串本福祉会

■生活介護

施設名	住所	法人名
杉の郷	新宮市熊野川町赤木 1522-1	（福）美熊野福祉会
杉の郷えぼし寮	新宮市高田 1642-1	（福）美熊野福祉会
ワークショップゆう	新宮市佐野 954-3	（福）いなほ福祉会
障害児者支援センター虹	新宮市蜂伏 13 番 43 号	（福）美熊野福祉会団
多機能型事業所えん	新宮市野田 1-8	（福）和歌山県福祉事業団
なぎの木園	新宮市木ノ川 703	（福）熊野緑会
多機能型事業所わかば園	新宮市下田 2 丁目 6 番 40 号	（福）和歌山県福祉事業団
古座あさかぜ園	串本町上田原 1237	（福）和歌山県福祉事業団
生活介護事業所ふわり	串本町上野山 143-1	（福）和歌山県福祉事業団
多機能型事業所かのん	那智勝浦町天満 1185-1	（福）和歌山県福祉事業団

■自立訓練

施設名	住所	法人名
多機能型事業所くまのワーク＆カレッジ	太地町太地 1506	（一社）ネクスト

■自立生活援助

施設名	住所	法人名
ホームマズルカ	那智勝浦町朝日 3 丁目 13 番地	（NPO）ネオ

■就労移行支援

施設名	住所	法人名
古座あさかぜ園	串本町西向 78-1	（福）和歌山県福祉事業団

■就労定着支援

施設名	住所	法人名
古座あさかぜ園	串本町西向 78-1	（福）和歌山県福祉事業団

■就労継続支援（Ａ型）

施設名	住所	法人名
くじらぐも	那智勝浦町市屋 1056-8	（NPO）七彩会

■就労継続支援（Ｂ型）

施設名	住所	法人名
第二なぎの木園	新宮市新宮 3415-1	（福）熊野緑会
はまゆう工房	新宮市三輪崎 845-1	（福）真福会
ワークショップゆう	新宮市佐野 954-3	（福）いなほ福祉会
多機能型事業所えん	新宮市木ノ川八反田 84-1	（福）和歌山県福祉事業団
どんぐりの家	新宮市熊野地 1 丁目 8 番 1 号	（NPO）優友会
ワークランドそら	新宮市佐野 1026-1	（福）美熊野福祉会
ヨリドコ	新宮市仲之町 3-390-3	（NPO）若者応援センター ヨリドコ
多機能型事業所わかば園	新宮市下田 2 丁目 6 番 40 号	（福）和歌山県福祉事業団
エコ工房四季	串本町古座 1004 番地	（福）つばさ福祉会
With	串本町串本 1323-5	（株）きらり福祉会
多機能型事業所くまのワーク＆カレッジ	太地町太地 1506	（一社）ネクスト
いなほ作業所	那智勝浦町中里 575	（福）いなほ福祉会
南紀ひまわり作業所	那智勝浦町宇久井 241 番地 8	（NPO）南紀ひまわり会
くじらぐも	那智勝浦町市屋 1056-8	（NPO）七彩会

■施設入所支援

施設名	住所	法人名
杉の郷	新宮市熊野川町赤木 1522-1	（福）美熊野福祉会
杉の郷えぼし寮	新宮市高田 1642-1	（福）美熊野福祉会
なぎの木園	新宮市木ノ川 703	（福）熊野緑会
古座あさかぜ園	串本町上田原 1237	（福）和歌山県福祉事業団

■共同生活援助（グループホーム）

施設名	住所	法人名
ホームさんさろ	新宮市熊野川町赤木 1522-1	（福）美熊野福祉会
ホームしゃくなげ	新宮市高田 1685-11	（福）美熊野福祉会
くまの	新宮市新宮 8002-97	（福）熊野緑会
みどり	新宮市新宮 8002-21	（福）熊野緑会
グループホームわかば	新宮市千穂 3-7-26	（福）和歌山県福祉事業団
グループホームえん	新宮市新宮 3444-3	（福）和歌山県福祉事業団
グループホームふわり	串本町鬮野川 1061-50	（福）和歌山県福祉事業団
サンマリンハイツ	串本町串本 2113-2	（医）芳純会
平見ハイツ	太地町太地 916	（福）いなほ福祉会
ホームマズルカ	那智勝浦町朝日 3 丁目 13 番地	（NPO）ネオ
暖海ハイツ	太地町太地 2995-1	（NPO）七彩会
グループホーム　のの	串本町二色 475-1	（有）熊野タイムス印刷

■地域相談支援

施設名	住所	法人名
障害児者相談センターゆず	新宮市佐野 3 丁目 12 番 26 号	（福）美熊野福祉会
東牟婁圏域障害児者相談支援事業所とも	串本町田原 700	（福）和歌山県福祉事業団
相談室ラルゴ	那智勝浦町朝日 2-249	（NPO）ネオ

■児童発達支援センター

施設名	住所	法人名
児童発達支援センター 通園くじら	那智勝浦町勝浦 342	（福）いなほ福祉会

■児童発達支援

施設名	住所	法人名
児童発達支援センター 通園くじら	那智勝浦町勝浦 342	（福）いなほ福祉会
児童デイサービスふわり	串本町上野山 143-1	（福）和歌山県福祉事業団
通園らっこ	串本町津荷字シウケ 250 番地 1	（福）いなほ福祉会
多機能型事業所かのん	那智勝浦町天満 1185-1	（福）和歌山県福祉事業団

■放課後等デイサービス

施設名	住所	法人名
障害児者支援センター虹	新宮市蜂伏 13-43	（福）美熊野福祉会
すみれ	新宮市新宮 3415-1	（福）熊野緑会
ワークランドそら	新宮市佐野 1026-1	（福）美熊野福祉会
えみーる	新宮市大橋通二丁目 2 番 1 号	（一社）Nao
オリーブの家	新宮市清水元 1 丁目 6-20	（一社）オリーブ
児童デイサービスふわり	串本町上野山 143-1	（福）和歌山県福祉事業団
多機能型事業所かのん	那智勝浦町天満 1185-1	（福）和歌山県福祉事業団
放課後等デイサービス ホワイトキャンパス	那智勝浦町浜ノ宮 96-14	（株）Ｌｙｅｎ

■保育所等訪問支援

施設名	住所	法人名
児童発達支援センター 通園くじら	那智勝浦町勝浦 342	（福）いなほ福祉会

■在宅リハビリテーション推進強化事業実施施設

施設名	住所	法人名
障害児者相談センターゆず	新宮市佐野 3 丁目 12-26	（福）美熊野福祉会

■障害者就業・生活支援センター

施設名	住所	法人名
東牟婁圏域障害者就業・ 生活支援センター　あーち	新宮市野田 1-8	（福）和歌山県福祉事業団

■「ひきこもり」者社会参加支援センター

施設名	住所	法人名
あづまプラッツ	新宮市千穂 2 丁目 5-20	（NPO）ハートツリー

■障害者虐待防止センター

名称	電話番号	FAX
那智勝浦町 障害者虐待防止センター	0735-52-1115	0735-52-1115

地域生活支援事業

■移動支援事業

施設名	住所	事業所
さら介護サービス	新宮市別当屋敷町 6 番地の 4	（有）さら
訪問介護サービス　千寿	新宮市下田 2-2-33	（有）千寿
介護センター ピンポンパン新宮	新宮市井の沢 8 番 1 号	（有）ヒューマンメロディ
介護サービス ベスト・ケア	那智勝浦町川関 392 番地	（有）やまちょう
社会福祉法人 那智勝浦町社会福祉協議会	那智勝浦町天満 1418 番地 2	（福）那智勝浦町 社会福祉協議会
有限会社勝浦介護サービス	那智勝浦町北浜 2 丁目 51 番地	（有）勝浦介護サービス
ホームヘルプ はーとふれんど	串本町田原 700 番地	（福）和歌山県福祉事業団

■日中一時支援事業

施設名	住所	事業所
障害児者支援センター　虹	新宮市蜂伏 13 番 43 号	（福）美熊野福祉会
杉の郷	新宮市熊野川町赤木 1522-1	（福）美熊野福祉会
デイサービスセンター ゆうゆう	那智勝浦町中里 575	（福）いなほ福祉会
古座あさかぜ園	串本町上田原 1237	（福）和歌山県福祉事業団
ふわり	串本町上野山 143-1	（福）和歌山県福祉事業団
デイサービスセンター あんじゅ	那智勝浦町天満 442 番地 27	（株）Ａｎｇｅ

■地域活動支援センター事業

施設名	住所	事業所
あかつき	新宮市野田 4-7	（NPO）南紀ひまわり会
相談室ラルゴ	那智勝浦町朝日 2-249	（NPO）ネオ

第３節　那智勝浦町障害福祉計画等策定委員会 設置要綱

（設置）

第１条　この要綱は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条の規定に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第１項の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（平成 28 年法律第 65 号）第 33 条の 20 の規定に基づく障害児福祉計画を策定するため、那智勝浦町障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は次の各号に掲げる事項について提言を行なう。

（１）　那智勝浦町障害者計画、那智勝浦町障害福祉計画及び那智勝浦町障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定に関すること。

（２）　那智勝浦町の障害福祉の現状、実態及び意向調査等の結果に基づき、障害者計画等に掲げる施策及び事業種目に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員 10 名以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　障害児者関係団体の代表者

（３）　障害福祉関係機関の代表者

（４）　医療機関の代表者

（５）　那智勝浦町社会福祉協議会の代表者

（６）　那智勝浦町民生児童委員協議会の代表者

（７）　その他町長が必要と認める者

３　委員の任期は、委嘱の日から３年以内とする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長をおき、委員の互選によってこれを定める。

２　委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員長は、会議の議長を務める。

３　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

４　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

５　委員会の協議事項について、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に意見又は説明を求めることが出来る。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、福祉課において行なう。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和２年８月１日から施行する。

第４節　那智勝浦町障害福祉計画等策定委員会 委員名簿

所属	役職	氏名
那智勝浦町民生児童委員協議会	会長	岡本　美智子
那智勝浦町社会福祉協議会	事務局長	川口　詠史
医療法人北斗大洋会	理事長	尾崎　宜洋
特定非営利活動法人南紀ひまわり会	理事長	中路　進
社会福祉法人いなほ福祉会	理事長	細野　建治
社会福祉法人美熊野福祉会	理事長	溝口　順
特定非営利活動法人ネオ	理事長	山下　眞史
那智勝浦町身体障害者連盟	会長	鈴木　怜子
那智勝浦町障害児者父母の会	会長	干場　和美
那智勝浦町立温泉病院	院長	中　紀文

第５節　計画の策定経過

日時	内容
令和５年８月 30 日（水） ～令和５年９月 15 日（金）	アンケート調査の実施
令和５年 11 月 30 日（木）	**那智勝浦町第６期障害者計画及び第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画　第１回策定委員会** 〇計画の概要及び那智勝浦町の現状について 〇アンケート調査の結果報告について
令和６年２月１日（木）	**那智勝浦町第６期障害者計画及び第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画　第２回策定委員会** 〇那智勝浦町第６期障害者計画及び第７期障害福祉計画・ 第３期障害児福祉計画　素案の検討について
令和６年２月 13 日（火） ～令和６年２月 22 日（木）	パブリックコメントの実施
令和６年３月 14 日（木）	**那智勝浦町第６期障害者計画及び第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画　第３回策定委員会** 〇パブリックコメントの実施報告 〇那智勝浦町第６期障害者計画及び第７期障害福祉計画・ 第３期障害児福祉計画　最終案について

那智勝浦町
第６期障害者計画及び第７期障害福祉計画
第３期障害児福祉計画

編集・発行　那智勝浦町 福祉課
〒649-5392　和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地７丁目１番地１
TEL：0735-52-2945（直通）　　FAX：0735-52-8635